

第3次甲賀市環境基本計画(案)

令和 年 月

(令和6年10月1日時点)

甲 賀 市

はじめに（市長あいさつ）

～目 次～

第1章 環境基本計画の基本事項	1-1
1. 計画の目的	1-1
2. 計画の位置づけ	1-2
3. 計画の期間	1-2
4. 計画の対象	1-3
第2章 環境を取り巻く状況	2-1
1. 国や県の環境政策の動向	2-1
2. 甲賀市の環境の状況	2-4
3. 市民の環境意識	2-15
第3章 これまでの取組状況	3-1
1. 第2次環境基本計画の基本方針・取組	3-1
2. 目標指標の達成状況	3-2
3. 第2次環境基本計画期間における取組	3-5
4. 第3次環境基本計画策定にあたっての課題	3-7
第4章 目指すべき甲賀市の環境	4-1
1. 甲賀市の環境特性	4-1
2. 目指すべき甲賀市の環境像	4-2
3. 環境像を実現するための基本方針	4-3
第5章 基本方針に基づく取組	5-1
1. 取組内容	5-1
2. 目標指標の設定	5-9
第6章 計画を進めるために	6-1
1. 計画推進の仕組	6-1
2. 計画の進行管理	6-2

第 1 章 環境基本計画の基本事項

1. 計画の目的

甲賀市は、令和 4 年（2022 年）9 月に「甲賀市環境未来都市宣言」を行い、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラル※¹を目指すとともに、豊かな自然を守り、環境と経済・社会活動が調和した持続可能な社会の実現に向けオール甲賀での取組を進めています。

近年、世界的に環境問題が深刻化しており、地球温暖化の進行に伴う気候変動、人間の土地開発等による森林破壊、生物多様性の危機のほか、海洋・水質汚染、大気汚染、廃棄物問題などの様々な問題が発生しています。これらの複雑化・多様化した環境問題を解決するために、社会情勢や経済社会活動を踏まえた対策を講じていく必要があります。

甲賀市では、「第 2 次甲賀市環境基本計画」の計画期間が令和 6 年度（2024 年度）で終了することから、環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、人と自然とが共生し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な地域社会を築き、現在から将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、「第 3 次甲賀市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

また、環境の課題に対応しつつ、持続可能な経済社会システムを持った都市・地域づくりを目指す「環境未来都市・甲賀」の実現に向け、SDGs※²や国及び県の環境施策に呼応しながら、持続可能な社会を構築することを目指します。

※¹ カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質ゼロにすること。

※² SDGs：“Sustainable Development Goals”の頭文字の略語で、「持続可能な開発目標」と訳されている。令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにて採択された。17 のゴールと 169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っている。



2. 計画の位置づけ

本計画は、甲賀市政の最上位計画である「第 2 次甲賀市総合計画（第 3 期基本計画）」の将来像を実現するため、甲賀市環境基本条例第 7 条の規定に基づき策定します。また、国及び滋賀県が策定した関連計画並びに甲賀市が策定している他の構想・計画・指針等との整合性を図ります。

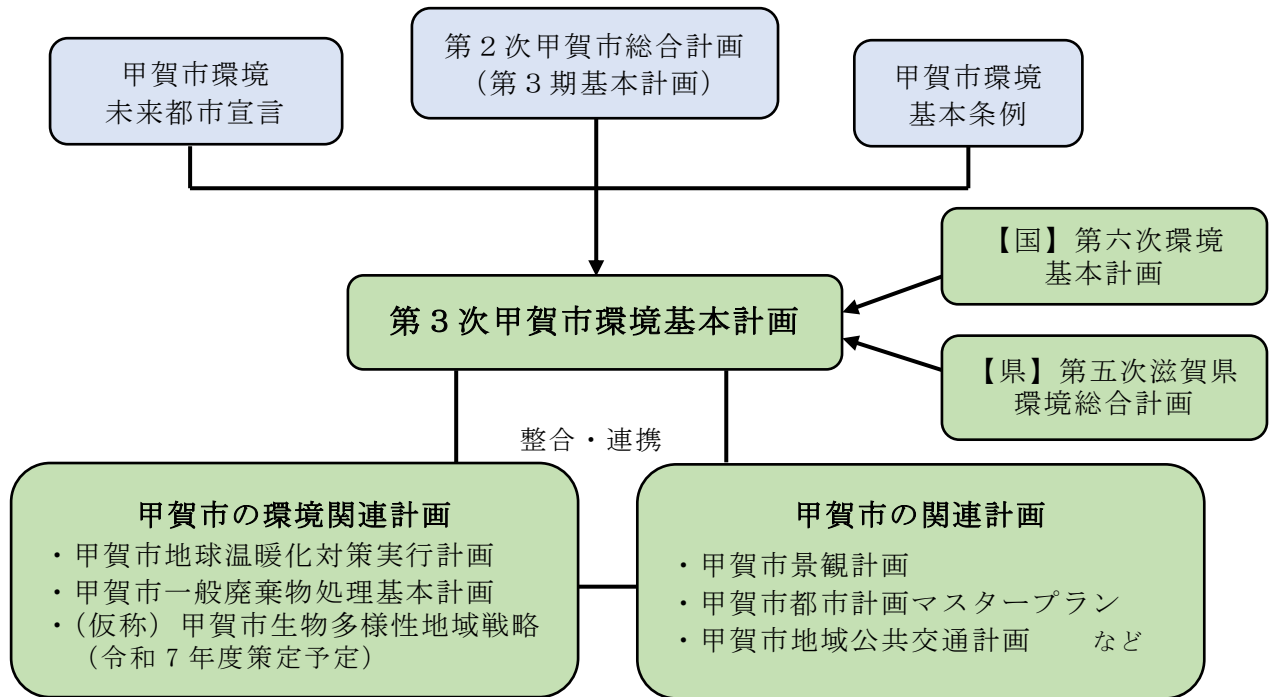


図 1-2-1 本計画と関連計画の位置づけ

3. 計画の期間

本計画の期間は、地球温暖化対策実行計画や 30by30 目標※³との整合を図るため、令和 7 年度（2025 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 6 年間とします。

また、次期甲賀市総合計画の策定に合わせ令和 10 年度に見直しを行うとともに、社会状況の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行います。

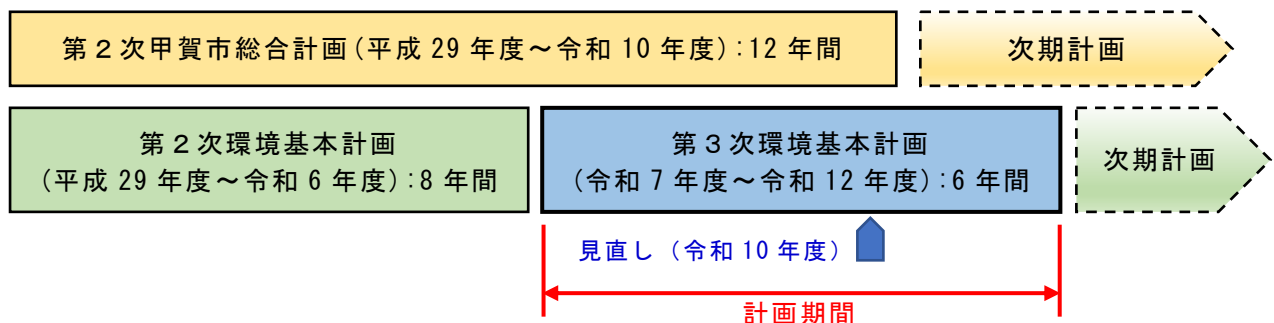


図 1-3-1 本計画の期間

※3 30by30 目標：2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のことをいう。

4. 計画の対象

(1) 対象地域

甲賀市全域を対象とします。ただし、市域を越えた取組を必要とする課題については、周辺地域等も含めて対象とします。

(2) 対象主体

本計画の主体は市民・事業者・市とし、それぞれが役割を分担し、共同・連携で進めることとします。

(3) 環境の範囲

環境の範囲は表 1-4-1 に示すものとし、幅広い環境要素とします。

表 1-4-1 環境の対象範囲

分野	環境要素
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー、オゾン層 など
自然環境	森林、農地、水辺、緑地、生態系、生物多様性 など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、光害、景観、交通 など
廃棄物処理	3 R + Renewable ^{※4} 、不法投棄、マイクロプラスチック、サーキュラーエコノミー、産業廃棄物 など

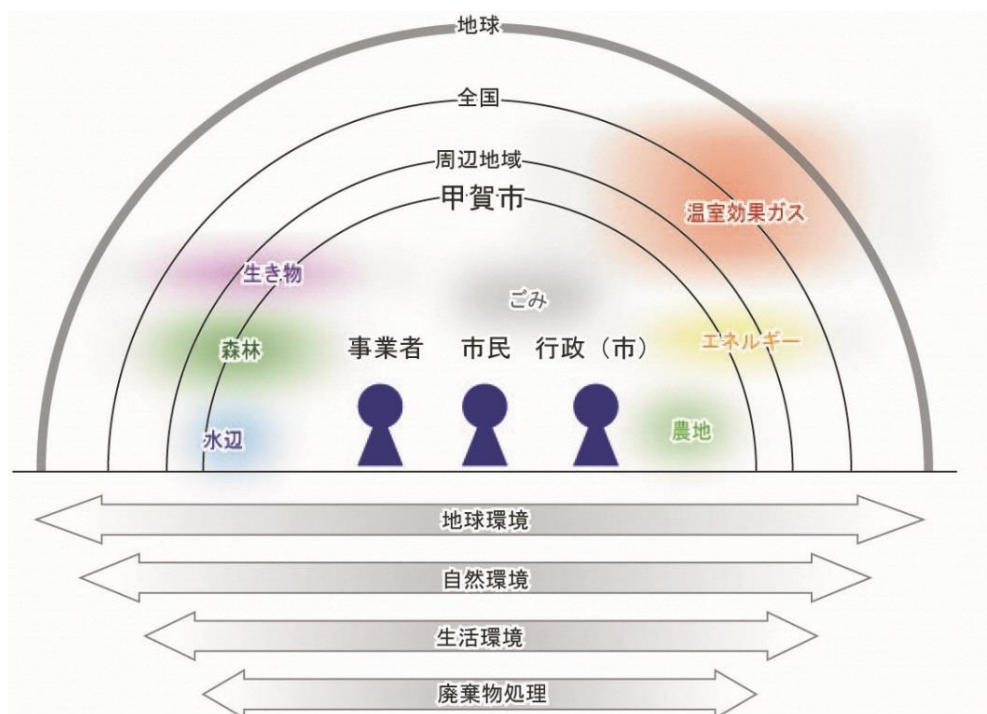


図 1-4-1 環境の範囲と対象地域

※4 3 R + Renewable：3 R 「発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）」の3つに合わせて「再生可能（リニューアブル）」（プラスチック代替製品利用など）を実践すること。

第 2 章 環境を取り巻く状況

1. 国や県の環境政策の動向

(1) 国の動向

令和 6 年（2024 年）5 月に閣議決定された「第六次環境基本計画」では、まず地球が「気候変動」「生物多様性の損失」「汚染」の 3 つの危機に直面していると指摘しています。そのような状況を踏まえ、環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる循環共生型社会の構築を目指しています。

我が国では、C O P 21^{※5}で採択された「パリ協定」を踏まえ、平成 28 年（2016 年）5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、様々な取組が行われる中、令和 2 年（2020 年）10 月に 2050 年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。また、令和 3 年（2021 年）10 月には「地球温暖化対策計画」が改定され、令和 12 年度（2030 年度）において、温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比で 46%削減し、さらに 50%の高みに向け挑戦することとしています。

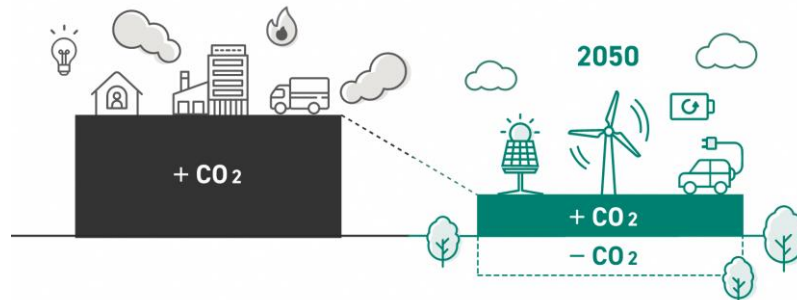


図 2-1-1 カーボンニュートラルのイメージ図

出典）脱炭素ポータル（環境省）

生物多様性においても様々な取組が行われる中、令和 4 年（2022 年）12 月に開かれた生物多様性条約第 15 回締結国会議において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、「ネイチャーポジティブ^{※6}」の方向性が打ち出されました。この国際目標を受けて、国では 30by30 ロードマップの策定や自然共生サイト^{※7}認定制度の仕組みを作り、ネイチャーポジティブの実現に向けて取組を進めています。また、令和 6 年（2024 年）4 月には「生物多様性増進活動促進法」が可決されました。これは、事業者等が「増進活動実施計画」を作成し、それを主務大臣が認定した場合は、活動に必要な手続をワンストップ化・簡素化できる措置を講ずるものであり、30by30 目標を達成するために必要な O E C M^{※8}の認定が促進されます。

※5 C O P 21：平成 27 年（2015 年）にフランスで開催された第 21 回気候変動枠組条約締結国会議で、159 ヶ国が参加した。

※6 ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることをいう。

※7 自然共生サイト：民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のことをいう。

※8 O E C M：国立公園などの保護地区ではないものの、生物多様性を効果的に保全しうる地域のことをいう。

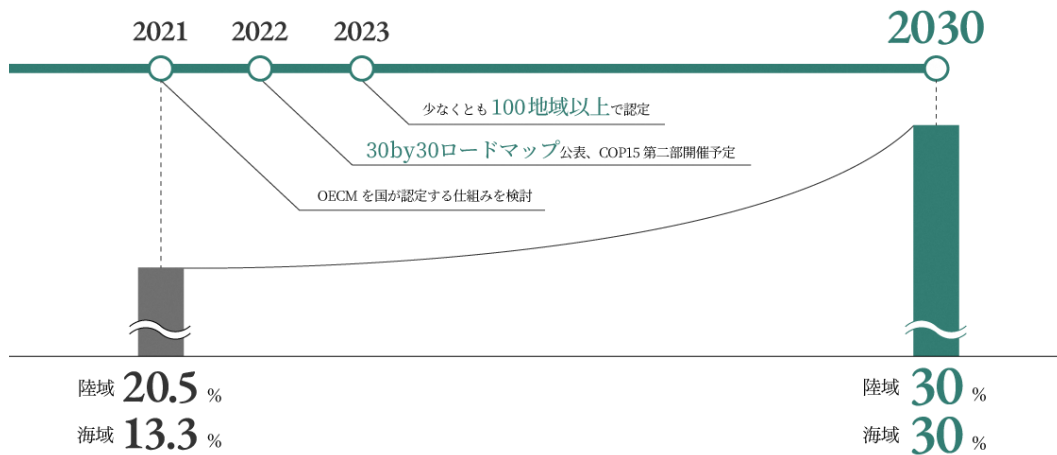


図 2-1-2 30by30 ロードマップ

出典) 30by30 ホームページ (環境省)

廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、リサイクル関連法の施行に伴い、食品ロスの削減やプラスチックの再商品化など、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められています。

こうしたなか、令和6年（2024年）8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵とされました。

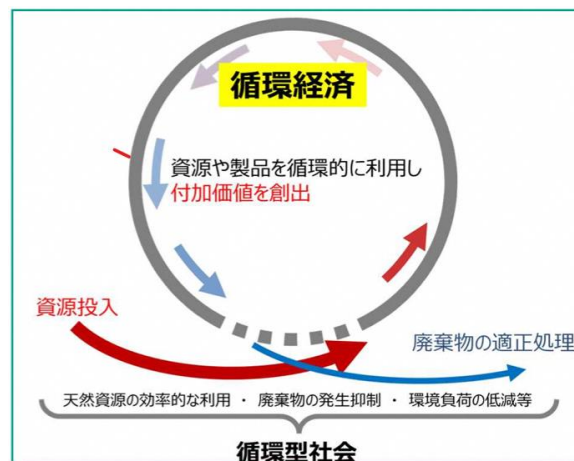


図 2-1-3 循環経済（サーキュラーエコノミー）

出典) 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要 (環境省)

(2) 滋賀県の動向

滋賀県では、平成 31 年（2019 年）3 月に「第五次滋賀県環境総合計画」を策定し、目指すべき将来の姿を「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」と定め、「いかに環境負担を抑制するか」という視点だけでなく人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点を取り入れ、「共生」、「守る・活かす・支える」、「協働」の三つの視点で「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を進めています。

目指すべき将来の姿に向けて、県では令和 3 年（2021 年）7 月に M L G s^{※9} の取組をスタートさせました。これは「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能な社会へ向けた目標であり、琵琶湖版 S D G s として、独自に 13 のゴールを設定しています。また、温室効果ガス削減については、令和 4 年（2022 年）3 月に「滋賀県 C O 2 ネットゼロ社会づくり推進計画」を策定し、2050 年の「C O 2 ネットゼロ」実現に向けて 8 つの挑戦を行っています。

令和 4 年（2022 年）6 月には「第 72 回全国植樹祭しが 2022^{※10}」が甲賀市「鹿深夢の森」を主会場に開催され、滋賀県の魅力や琵琶湖と森林とのつながりを通じた取組を国内や世界に向けて発信しました。また、令和 5 年（2023 年）10 月からプラスチックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しする「しがプラスチックチャレンジプロジェクト」を展開しています。

また、滋賀県では生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の実現に向け、令和 6 年（2024 年）3 月に「生物多様性しが戦略 2024」を策定し、滋賀の生物多様性保全とその持続可能な利用に取り組んでいます。

※9 M L G s : マザーレイクゴールズ (Mother Lake Goals) の略で、琵琶湖を切り口とした 2030 年の持続可能な社会の実現を目指す目標（ゴール）であり、琵琶湖版の S D G s を指す。琵琶湖を切り口とした 13 のゴールを設定し、様々な取組を行っている。



※10 第 72 回全国植樹祭しが 2022 : 国民の森林に対する愛情を培うことを目的に毎年開催されている行事である。令和 4 年（2022 年）は甲賀市をメイン会場として開催され、参加者による植樹など様々な取組が行われた。

2. 甲賀市の環境の状況

(1) 甲賀市の特徴

①位置・地勢

甲賀市は、滋賀県の東南部に位置し、東から南にかけては三重県に、南西部は京都府に接しています。東部に連なる鈴鹿山脈を背景に、野洲川とその支流である杣川沿いに標高 400m 程度に平地が広がり、南西部には信楽山地が続いており、大戸川沿いに盆地が形成されています。市域の約 7 割を占める緑豊かな山々は琵琶湖の水源涵養、水質保全において重要な役割を果たしています。

面積は、481.62 平方キロメートルで、滋賀県内の約 12 パーセントを占めており、県内 3 位の広さとなっています。また、大阪・名古屋から 100 キロメートル圏内にあり新名神高速道路や国道 1 号を中心として、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交通拠点に位置しています。

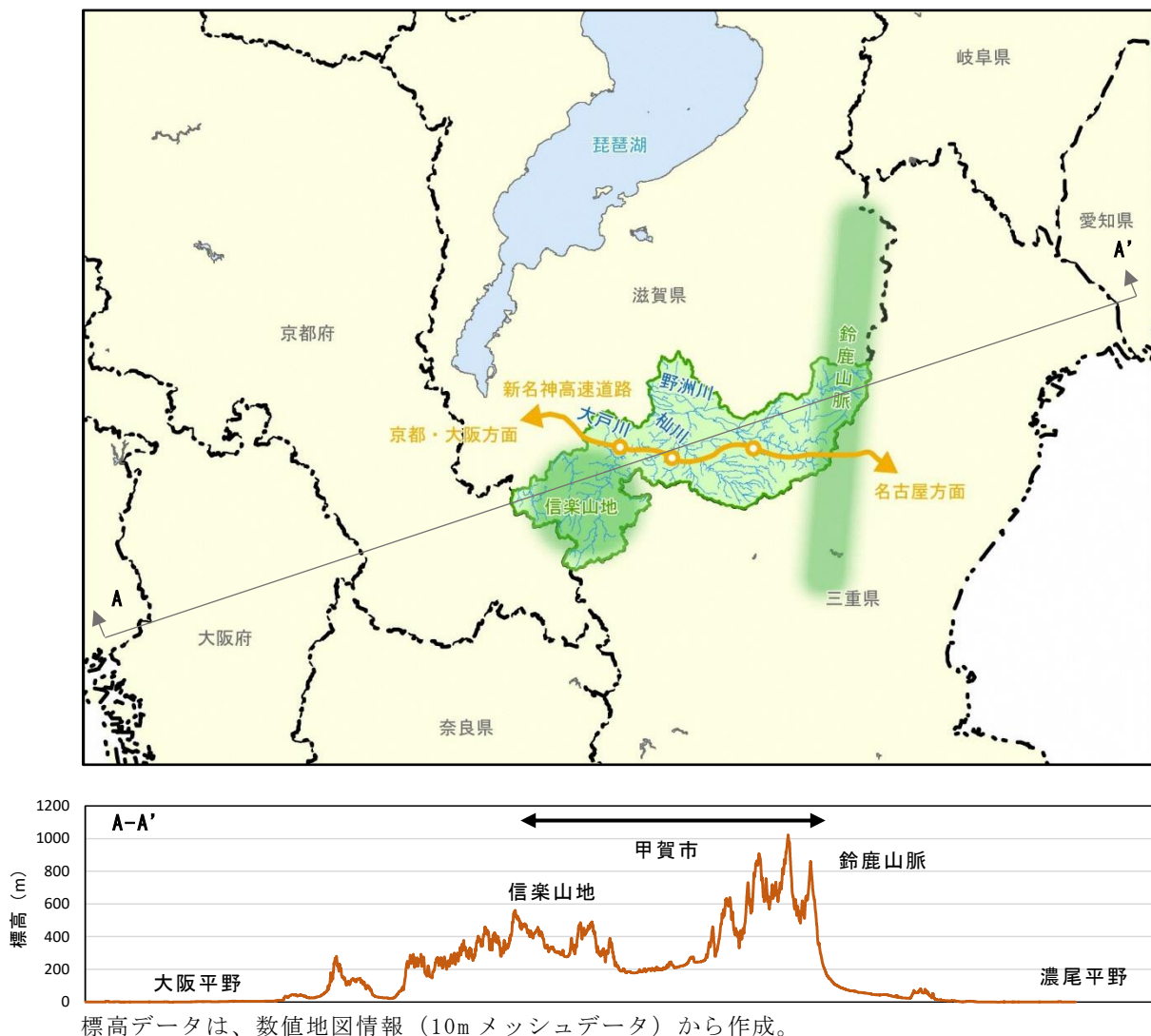


図 2-2-1 甲賀市の位置・地勢

②気象

甲賀市の令和 5 年（2023 年）の気温と降水量は、図 2-2-2 に示すとおりです。甲賀市の積雪量は、一部の地域を除いて、平野部で最大 20 c m 程度であり、積雪日数、積雪量ともに少ない地域となっています。また、過去 10 年（信楽観測所：2014 年～2023 年）の平年値は、平均気温が 13.1℃、年降水量は 1,616.7 m m、日照時間は 1,758.3 時間となっています。

甲賀市は標高がやや高いこともあり、日最高気温の平均値※¹¹ は表 2-2-1 に示すとおり、周辺の都市（大津市、京都市、大阪市）と比較してやや低くなっています。

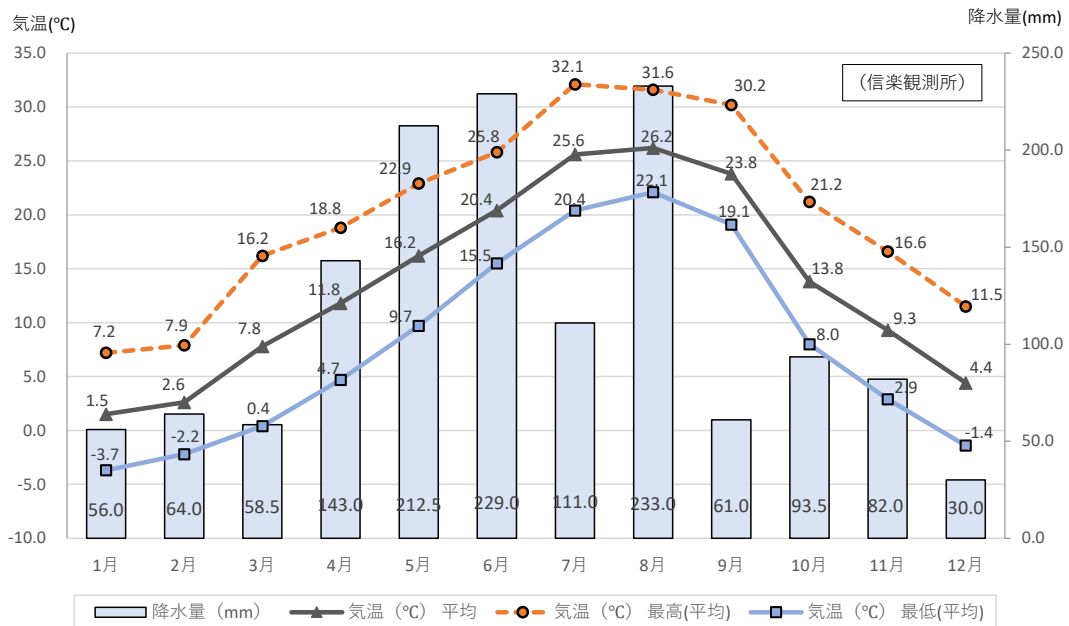


図 2-2-2 甲賀市の月別気温と降水量（令和 5 年）

地点：信楽観測所
出典）気象庁ホームページ

表 2-2-1 令和 5 年における日最高気温の月平均値

	甲賀市 (信楽)	大津市	京都市	大阪市
最高気温 (°C)	32.1	34.7	35.5	35.2
観測月	7 月	8 月	8 月	8 月

・本表の数値は令和 5 年において、各市の観測所で観測された日最高気温の月平均値が最も高かった月の数値を比較している。

出典）気象庁ホームページ

- ・表示順を甲賀市を一番左に配置し、距離の近い順に表示
- ・観測月を追加
- ・説明を追加

※11 日最高気温の平均値：一月間の各日の最高気温の平均値。

③人口・世帯数

国勢調査による令和 2 年（2020 年）の甲賀市の人口は、88,358 人となっており、平成 17 年（2005 年）をピークに減少傾向となっています。令和 2 年（2020 年）の世帯数は 33,641 世帯となっており、こちらは増加傾向となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（令和 5 年推計）によると、甲賀市の将来推計人口は令和 12 年（2030 年）に 81,807 人、令和 32 年（2050 年）には 65,677 人まで減少すると推計されており、令和 2 年（2020 年）比では 25.7%減となっています。

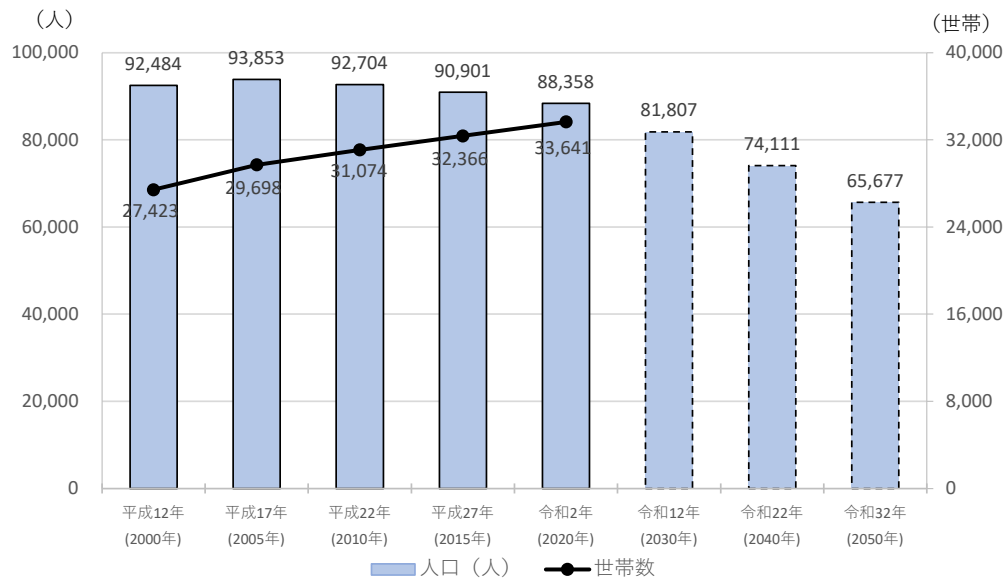


図 2-2-3 甲賀市の人口と世帯数の推移

出典) 平成 12, 17, 22, 27 年国勢調査、令和 2 年国勢調査（総務省統計局）
「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

④産業構造

令和 2 年度（2020 年度）の従業員数から甲賀市の産業構造をみると、「製造業」が 33.1%で最も多く、次いで、「卸売業・小売業」、「医療・福祉」と続いています。また、事業所数から産業構造をみると、「卸売・小売業」が 22.3%で最も多く、次いで「製造業」、「建設業」と続いています。

従業者数から見る産業区分別構成比は、第三次産業が一番多く、増加傾向にあります。

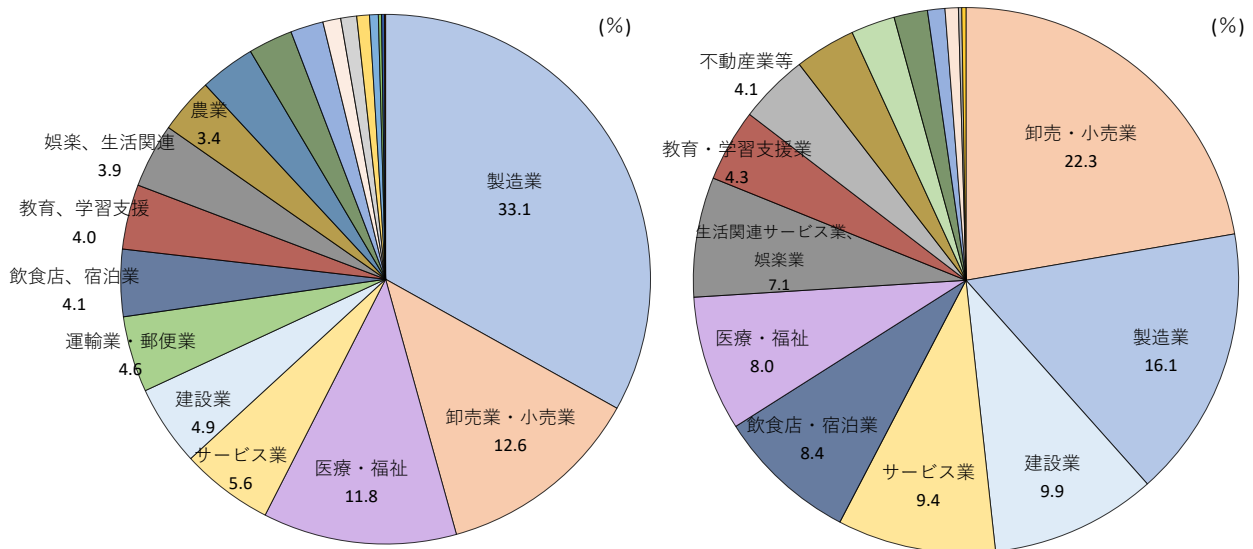


図 2-2-4 従業者数（左）と事業所数（右）における甲賀市の産業構成

出典）令和 3 年甲賀市統計書（甲賀市）

令和 3 年経済センサス活動調査（総務省統計局）

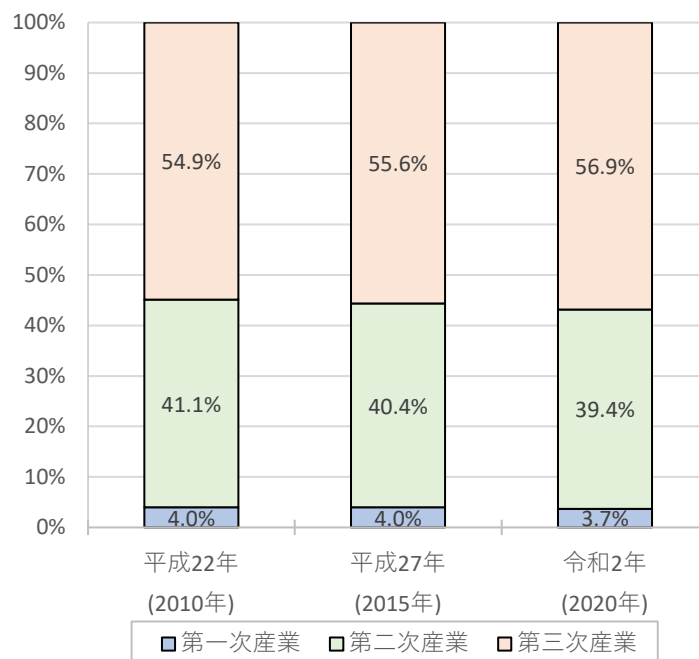
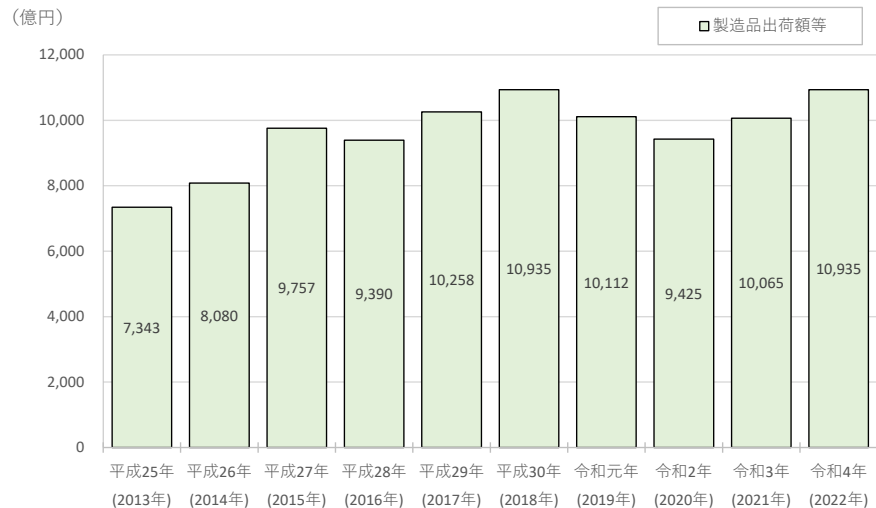


図 2-2-5 甲賀市の産業区分別就業構成比（従業者数）

出典）各年国勢調査（総務省統計局）

⑤産業の状況

新名神高速道路や国道 1 号による交通アクセスの良さを活かし、市内にはものづくりをはじめ多くの事業者が集積しており、甲賀市の製造品出荷額等は令和元年と令和 2 年においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響と考えられる落ち込みがあったものの、増加傾向にあり、かつ 17 年連続で滋賀県内 1 位であるなど活発な生産活動が行われています。



・水質に関する
ことを削除

図 2-2-6 甲賀市の製造品出荷額等

出典) 平成 26 年、27 年、29 年、30 年、令和元年、2 年工業統計調査(経済産業省)
平成 28 年、令和 3 年経済センサス(総務省統計局)
令和 4 年、5 年経済構造実態調査(経済産業省)

⑥土地利用

甲賀市の土地利用は、山林が最も多く、次いで田、宅地、雑種地と続いています。なお、その他は保安林、墓地、道路、水道用地、水路、寺社境内、公共ため池、公園等を指します。

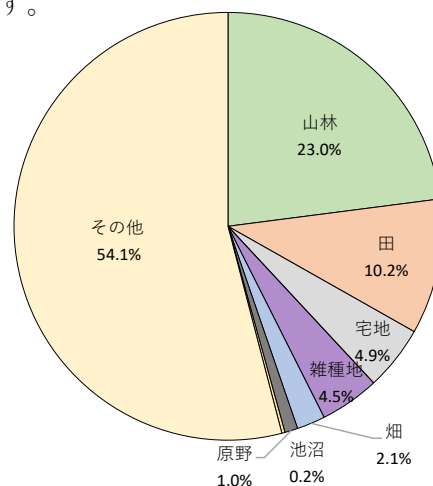


図 2-2-7 甲賀市の土地利用

出典) 令和 4 年度滋賀県統計書(滋賀県ホームページ)

・BODの注釈を削除

(2) 甲賀市の温室効果ガス排出状況

① 温室効果ガス排出量

甲賀市の令和 2 年度（2020 年度）の温室効果ガス排出量は 748 千 t-CO₂ となっています。地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成 25 年度（2013 年度）と比較すると、約 19%（171 千 t-CO₂）減少しています。

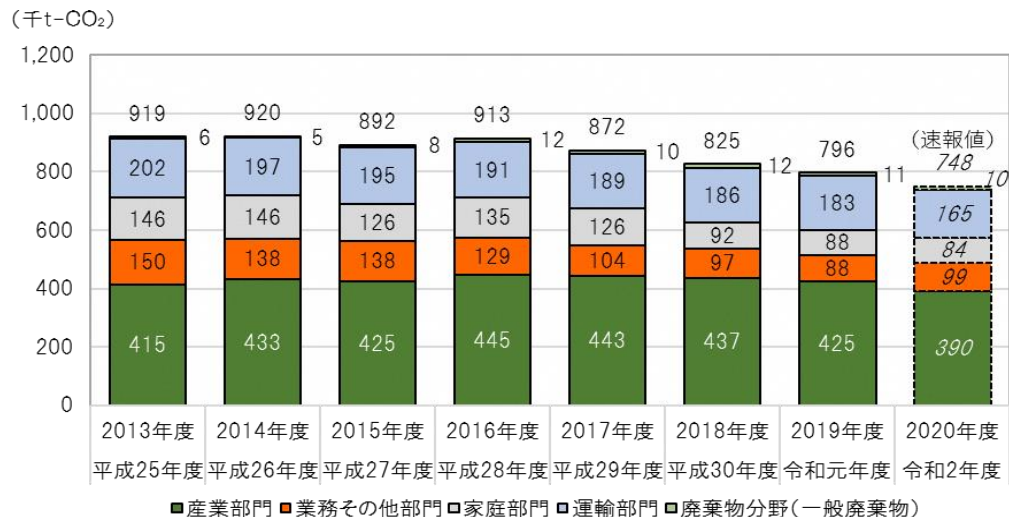


図 2-2-8 甲賀市の温室効果ガス排出量の推移

出典) 甲賀市地球温暖化対策実行計画（甲賀市）
令和 2 年度は実績値集計

② 再生可能エネルギー導入状況

甲賀市の令和 4 年度（2022 年度）の再生可能エネルギーによる発電電力量は 214,105 MWh となっています。内訳としては、全て太陽光発電によるものであり、10 kW 未満の太陽光発電設備が約 11%、10 kW 以上の太陽光発電設備が約 89% となっています。また、滋賀県内の再生可能エネルギーによる発電電力量 1,350,420 MWh の約 19% を占めています。

・ 本文に県内に
占める率を追記

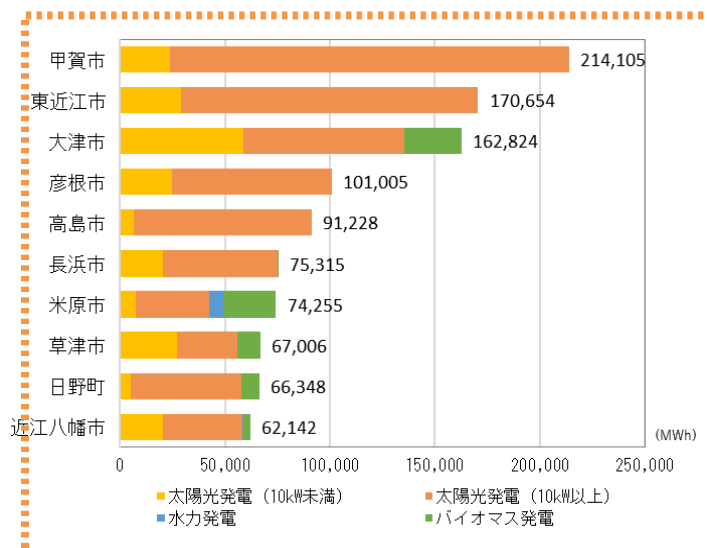
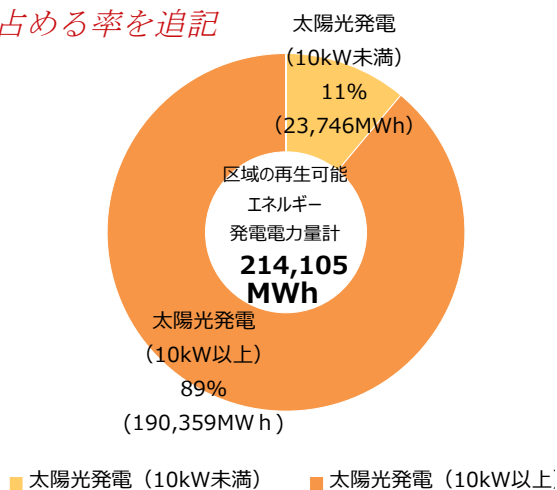


図 2-2-9 甲賀市の再生可能エネルギー発電電力量（グラフ左）と
県内上位 10 市町の再生可能エネルギー発電電力量（グラフ右）

・ 県内上位10市町
のグラフを追加

出典・資料) 自治体排出量カルテ（環境省）

③再生可能エネルギー導入ポテンシャル

甲賀市の令和 6 年 3 月時点の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（設備容量）は 2,341,012 kW であり、太陽光発電が約 68%、風力発電が約 32%、中小水力発電は約 0.04% となっています。

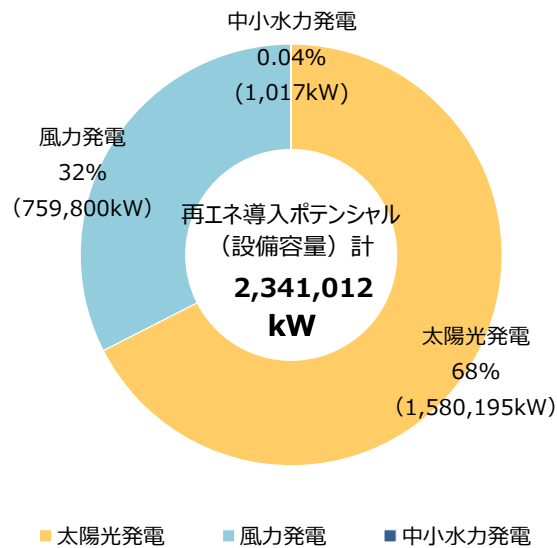


図 2-2-10 甲賀市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

出典) 自治体排出量カルテ（環境省）

④自動車保有台数

令和 4 年（2022 年）の自動車保有台数は 80,086 台であり、平成 14 年（2002 年）と比較すると約 3 % 増加しています。種別でみると、軽自動車は増加傾向にあり、逆に乗用車は減少傾向にあります。

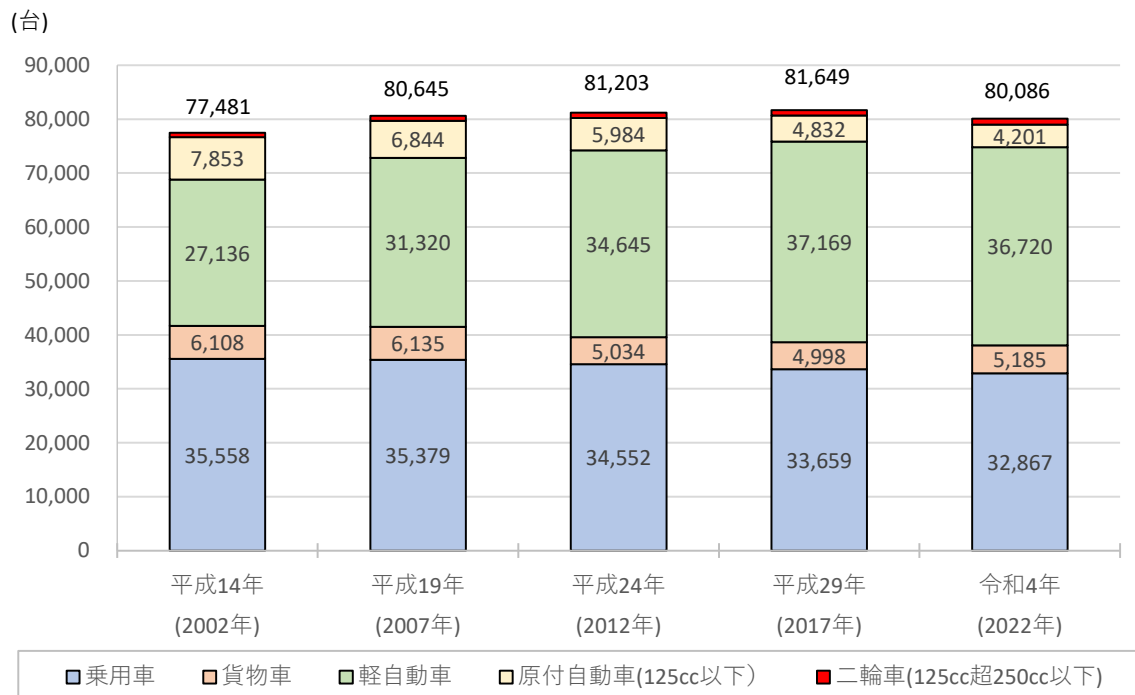


図 2-2-11 甲賀市の自動車保有台数の推移

出典) 各年滋賀県統計書（滋賀県）

(3) 甲賀市の廃棄物

①一般廃棄物処理量

令和 5 年（2023 年）の処理量は 26,961 t で、平成 30 年（2018 年）からの 5 年間で約 6 % 減少しています。

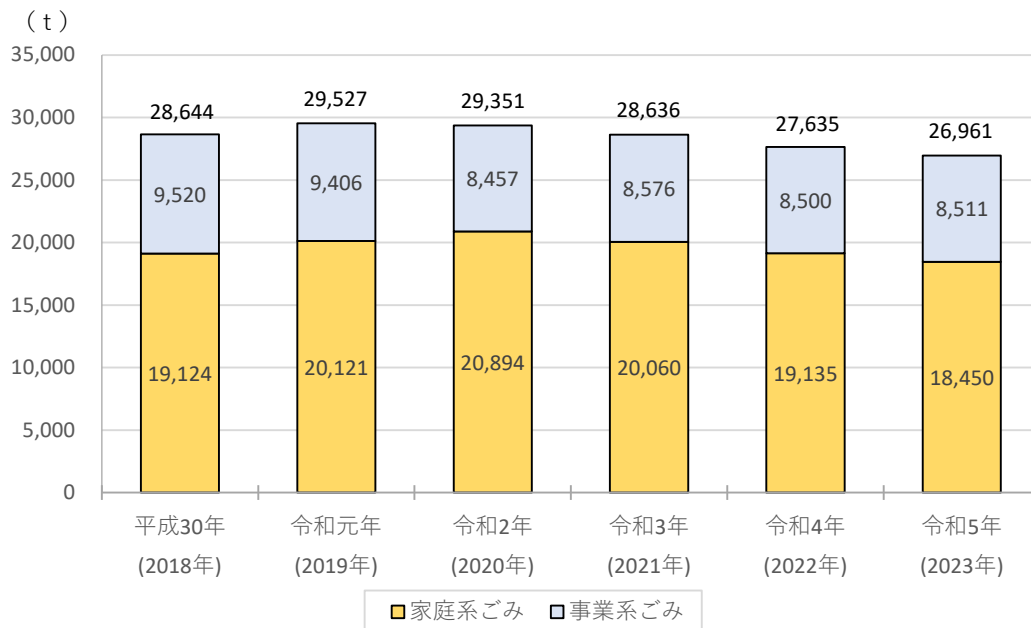


図 2-2-12 甲賀市の一般廃棄物処理量の推移

出典) 第 3 次甲賀市一般廃棄物処理基本計画 (甲賀市)
令和 5 年度は実績値集計

②リサイクル率※

令和 5 年（2023 年）に甲賀市が処理した家庭系ごみにおけるリサイクル率は 18.9% で、平成 30 年（2018 年）と比較すると、2.9 ポイント減少しています。

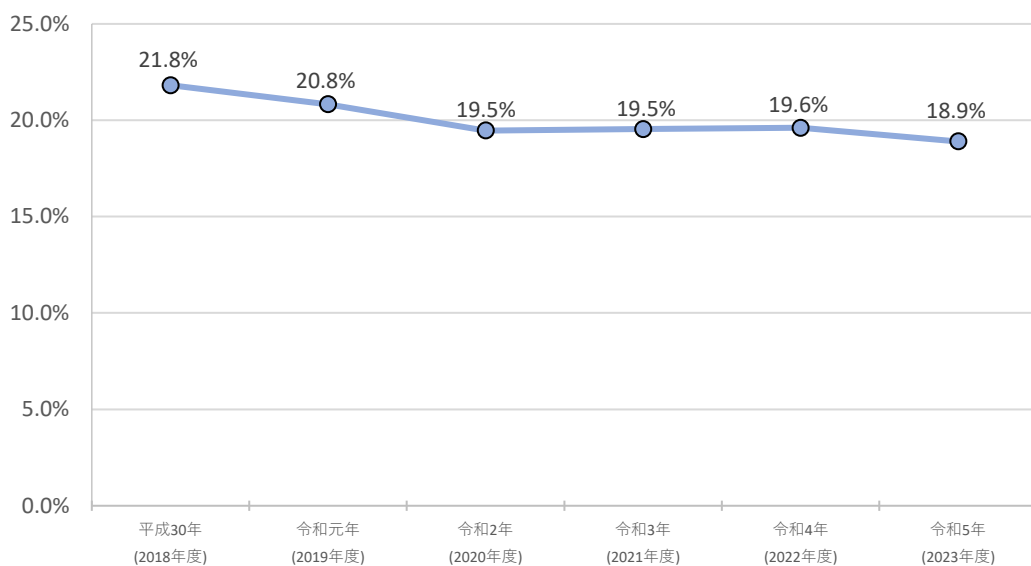


図 2-2-13 甲賀市のリサイクル率の推移

※リサイクル率＝総資源化量（直接資源化量+中間処理後再生利用量）/家庭系ごみ量×100

出典) 第 3 次甲賀市一般廃棄物処理基本計画 (甲賀市)
令和 5 年度は実績値集計

(4) 甲賀市の生活環境

①公害苦情件数

毎年 250～400 件ほどの生活環境の苦情を受け付けており、特に空地（草木の繁茂等）の苦情が多くなっています。

表 2-2-2 甲賀市の苦情受付数

	騒音	振動	悪臭	水質	大気	粉じん	土壌	野焼き	空地	害虫	動物	その他	合計
令和元年度	20	1	21	6	0	3	0	22	236	3	25	21	358
令和2年度	15	1	20	7	0	1	0	5	203	1	15	15	283
令和3年度	15	1	10	6	0	3	0	30	219	0	7	22	313
令和4年度	8	0	17	6	0	4	0	27	284	3	13	13	375
令和5年度	3	0	11	5	1	3	0	10	198	5	9	12	257

・生活環境課受付の苦情件数の集計であり、その他の部局での相談等は含んでいません。

・苦情の主な内容

騒音：事業場・店舗からの騒音や自動車騒音、生活騒音等

（振動と複合の場合は、騒音にカウントしているものもあります。）

悪臭：生活排水（浄化槽処理水含む）による悪臭、排水処理施設からの悪臭等

水質：工事・建設現場からの濁水流出、近隣からの廃水流出等

粉塵：事業場からの粉塵

野焼き：ごみ・草の野焼きに関する苦情

空地：近隣の空地の管理に関する苦情

害虫：ハチの巣等に関する苦情

動物：犬の飼い方マナーに対する苦情や野良猫に関する苦情、犬猫の糞害苦情等

その他：油漏れ事故、外来種の植物に関する苦情等

出典）各年甲賀市の環境概要（甲賀市）

②騒音

市内主要道路対象7区間について、5年間で全区間の自動車騒音状況进行评估できるよう、年1～2区間で調査をしています。

等価騒音レベルにおける環境基準を満足する調査地点の全地点に対する割合は昼間が約86%、夜間が約71%でした。

表 2-2-3 甲賀市の自動車騒音測定結果

路線名	地点	測定日	等価騒音レベル（dB）	
			昼間	夜間
国道307号	信楽町長野	R1. 12. 10～11	69	62
県道草津伊賀線	甲南町新治	R2. 12. 15～16	68	59
国道1号	土山町北土山	R3. 12. 9～10	72	69
新名神高速道路	甲南町池田	R4. 11. 30～12. 1	58	57
国道1号	水口町北脇	R4. 11. 30～12. 1	68	64
国道307号	水口町元町	R5. 12. 6～7	69	62
国道1号	水口町名坂	R5. 12. 6～7	70	69

・環境基準：昼間70dB以下、夜間65dB以下

・昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌午前6時

出典）甲賀市の環境概要 令和5年度版（甲賀市）

甲賀市の自然環境

①甲賀市らしい自然環境

甲賀市は、鈴鹿山脈や信楽山地などの美しい山々を背景に、野洲川、杣川、大戸川が流れ、ササユリが自生する里山、緑豊かな田園が広がる自然環境に恵まれています。滋賀と三重の県境にまたがる鈴鹿山脈は、花こう岩の浸食地形からなる溪谷等の豊かな自然景観やニホンカモシカ（特別天然記念物）・イヌワシ（特別天然記念物）など、特有の生物の生息、生育環境を保護する目的で国定公園に指定されています。一方、高原状の信楽山地では、尾根付近にアカマツ、ヒメコマツ（五葉松）が多く見られます。これら両山地の間に古琵琶湖層群の地層がつくる丘陵地が広がり、水の張られた水田、除草されたあぜ、雑木林など、人々の暮らしと自然が調和した昔からの里山環境が残っており、これら地域の自然環境を特徴づける希少な動植物が生息・生育し、ノアザミ、ノウサギ、フクロウ、カワセミ、チュウサギ、メダカなどが比較的によく見られます。

一方で、市内が全国的に貴重な生息地の一つとなっているヤマトサンショウウオ（環境省レッドリスト 2020 絶滅危惧Ⅱ類）やカワバタモロコ（特定第二種国内希少野生動植物種）は、水環境の変化から見られる場所が限られてきており、市の花であり要注目種に指定されているササユリは、自生地が減少しつつあります。このように、生物多様性が急速に減少し、生態系の劣化が進むなど、自然環境の質の変化が確認されており、適切な対策が求められています。

②レッドリストの作成

甲賀市では、市民が享受している自然からの恵みの質を把握するために、絶滅が心配される生物のリストを「甲賀市レッドリスト」として作成しています。

このレッドリストは、市民からの日常的な情報や写真の提供、市内で調査を行っている専門家や有識者へのヒアリングに基づき、作成しています。

また、レッドリスト記載種のカテゴリー区分の基準は表 2-2-4 に示すとおりで、「甲賀市レッドリスト 2022」には 518 種を掲載しています。

表 2-2-4 甲賀市レッドリストのカテゴリー定義と現状

カテゴリー	評価基準	掲載種 (2022 年)
絶滅種	過去に記録があるが長期にわたり確認されない種、あるいは生育場所が明らかに消失したと考えられる種。	12
絶滅危惧種	生育地が極めて限定され（1～数か所）、存続が困難になりつつある種。及び過去に確実な記録、情報があるが、現在は未確認の種（残存する可能性があると判断）。	89
絶滅危機増大種	生育地が限定され、減少傾向が顕著な種。	117
要注目種	減少傾向と考えられる種、情報不足の種、それほど減少していないが良好な環境指標となる種。	271
地域種	甲賀市に特徴的に生育し、群落、群生する種。	29

出典）甲賀市レッドリスト 2022

・ミゾゴイの写真に変更



里地

平地と山地の中間帯における里山環境に共生する動植物が生息・生育する。
オオタカ、ミゾゴイなど

野洲川

下流

琵琶湖特有の水棲生物や礫河原に特有の植物が生息・生育する。
ビワマス、カワラハハコ、カワラバッタなど

上流

タカハヤ、アマゴ、カジカなど



信楽高地

高地性の樹木が生育する。
コウヤミズキ、コウヤマキなど



平地

水田環境に共生する生物が生息・生育する。
チュウサギ、ナゴヤダルマガエルなど

丘陵地

近年全国で減少した草地環境・谷津田に特有な動植物が生息・生育する。
カヤネズミ、ヤマトサンショウウオ、ササユリ、キキョウ、オミナエシなど

ため池

ため池に特有な動植物が生息・生育する。
カワバタモロコ、ゲンゴロウ、コウホネ類など

湧水湿地

湿地に特有な動植物が生息・生育する。
サギスゲ、ヤチスギランなど

鈴鹿山脈

険しい山地特有の生物が生息・生育する。
イヌワシ、ニホンカモシカ、ツキノワグマなど



・写真を追加



図 2-2-14 貴重な動植物の生息・生育場

3. 市民の環境意識

甲賀市では、市民の市政についての意見や評価を、意識調査により統計的に把握し、今後の市政を推進するための基礎資料とすることを目的に、甲賀市市政に関する意識調査を実施しています。

令和 5 年度（2023 年）の環境保全に関する主な結果を以下に示します。

表 2-3-1 令和 5 年度 甲賀市市政に関する意識調査実施概要

調査対象	市内在住の 16 歳以上の男女・個人
調査標本数	3,000 人
標本抽出法	層化二段無作為抽出 (抽出台帳：住民基本台帳、旧町 5 地域別)
調査方法	郵送配布・郵送回収又はインターネットによる回収
調査時期	令和 5 年 10 月 6 日～10 月 20 日
有効回答数	1,260 件 (42.0%)

表 2-3-2 令和 2 年度 甲賀市市政に関する意識調査実施概要

調査対象	市内在住の 16 歳以上の男女・個人
調査標本数	3,000 人
標本抽出法	層化二段無作為抽出 (抽出台帳：住民基本台帳、旧町 5 地域別)
調査方法	郵送配布・郵送回収又はインターネットによる回収
調査時期	令和 2 年 9 月 1 日～9 月 15 日
有効回答数	1,368 件 (45.6%)

・記載方法を変更

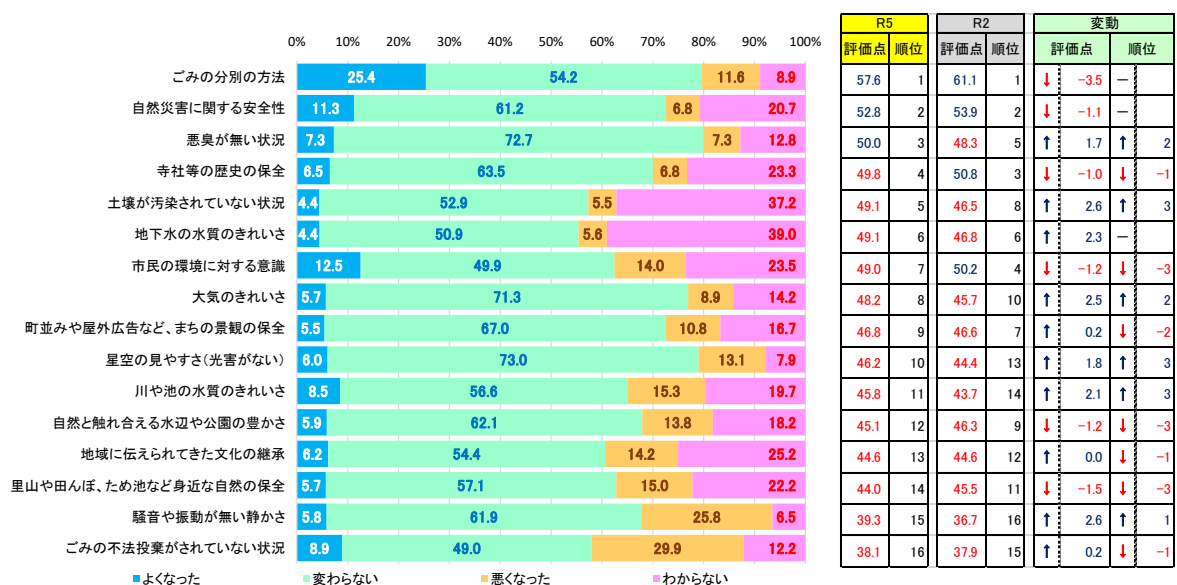
住んでいる地域周辺の 10 年前と比べての変化

良くなった点

- ・ごみの分別の方法
- ・自然災害に関する安全性
- ・悪臭の状況

悪くなった点

- ・ごみの不法投棄の状況
- ・騒音や振動の状況
- ・里山や田んぼ、ため池など身近な自然の保全



◇評価点は、「よくなった」=100点、「変わらない」=50点、「悪くなった」=0点で加重平均したもの。

出典) 甲賀市市政に関する意識調査報告書(令和 5 年度実施)

環境に対する満足度

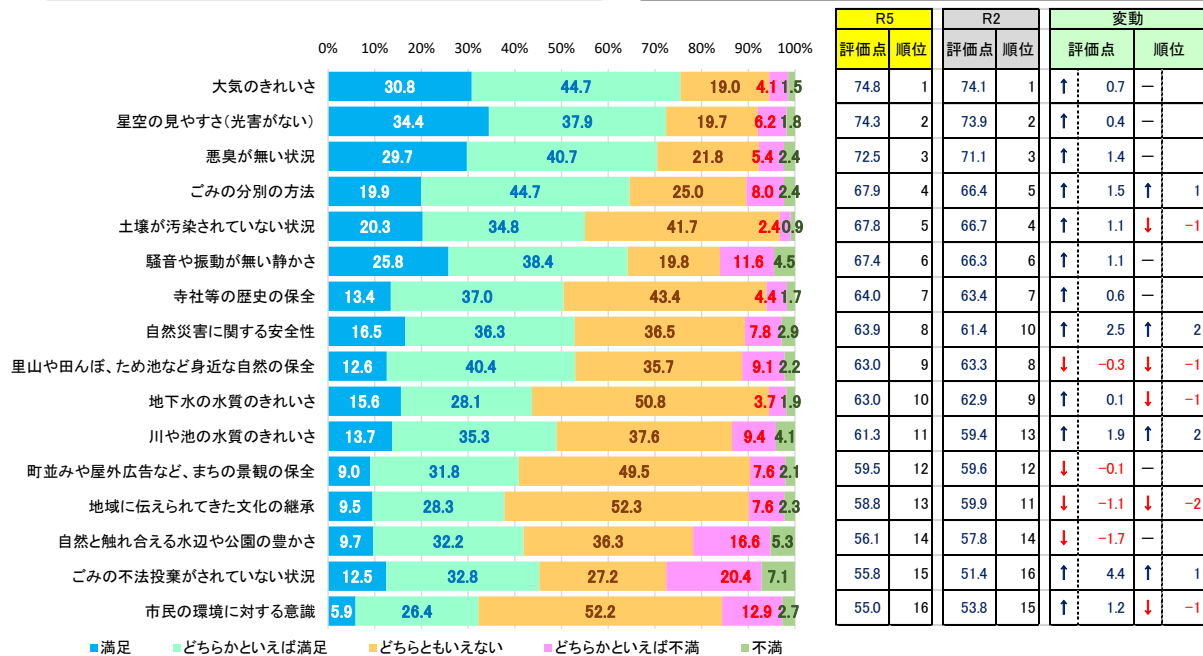
・記載方法を変更

満足度が高い点

- ・大気のきれいさ
- ・星空の見やすさ（光害がない）
- ・悪臭が無い状況

満足度が低い点

- ・市民の環境に対する意識
- ・ごみの不法投棄の状況
- ・自然と触れ合える水辺や公園



◇評価点は、「満足」=100点、「どちらかといえば満足」=75点、「どちらともいえない」=50点、「どちらかといえば不満」=25点、「不満」=0点で加重平均したもの。

出典）甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度実施）

R5		R2		変動	
評価点	順位	評価点	順位	評価点	順位
74.8	1	74.1	1	↑ 0.7	—
74.3	2	73.9	2	↑ 0.4	—
72.5	3	71.1	3	↑ 1.4	—
67.9	4	66.4	5	↑ 1.5	↑ 1
67.8	5	66.7	4	↑ 1.1	↓ -1
67.4	6	66.3	6	↑ 1.1	—
64.0	7	63.4	7	↑ 0.6	—
63.9	8	61.4	10	↑ 2.5	↑ 2
63.0	9	63.3	8	↓ -0.3	↓ -1
63.0	10	62.9	9	↑ 0.1	↓ -1
61.3	11	59.4	13	↑ 1.9	↑ 2
59.5	12	59.6	12	↓ -0.1	—
58.8	13	59.9	11	↓ -1.1	↓ -2
56.1	14	57.8	14	↓ -1.7	—
55.8	15	51.4	16	↑ 4.4	↑ 1
55.0	16	53.8	15	↑ 1.2	↓ -1

環境に対する重要度

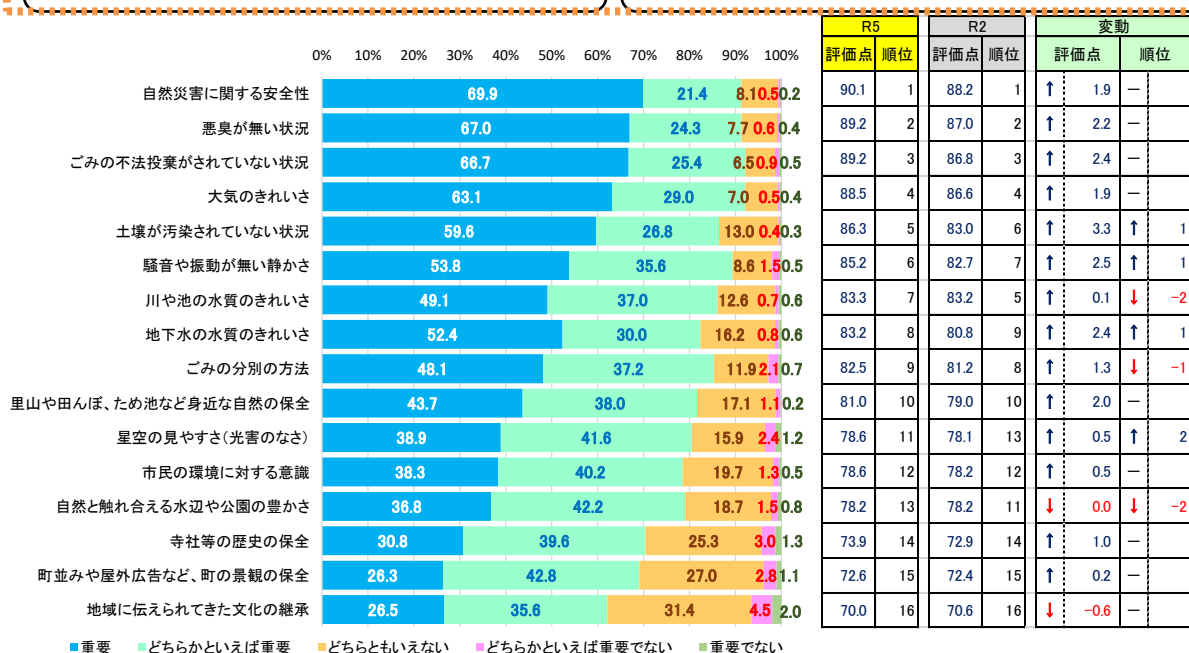
・記載方法を変更

重要度が高い点

- ・自然災害に関する安全性
- ・悪臭がない状況
- ・ごみの不法投棄がされていない状況

重要度が低い点

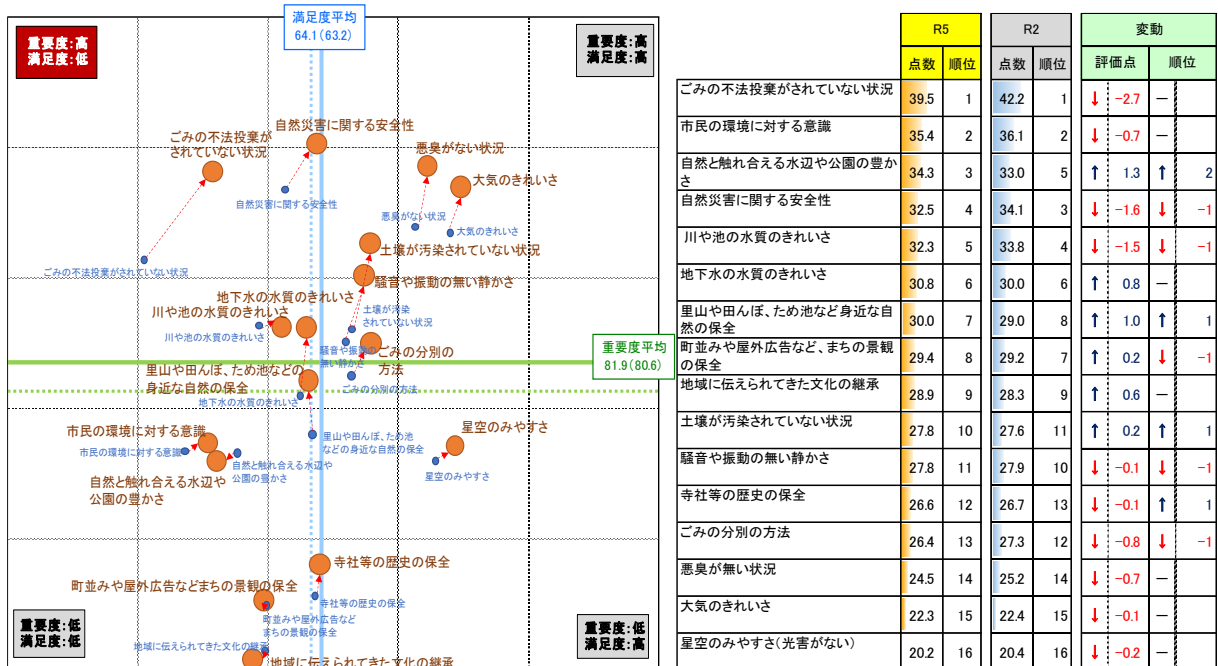
- ・地域に伝えられてきた文化の継承
- ・町並みや屋外広告など、町の景観の保全
- ・寺社等の歴史の保全



◇評価点は、「重要」=100点、「どちらかといえば重要」=75点、「どちらともいえない」=50点、「どちらかといえば重要でない」=25点、「重要でない」=0点で加重平均したもの。

出典）甲賀市市政に関する意識調査報告書（令和5年度実施）

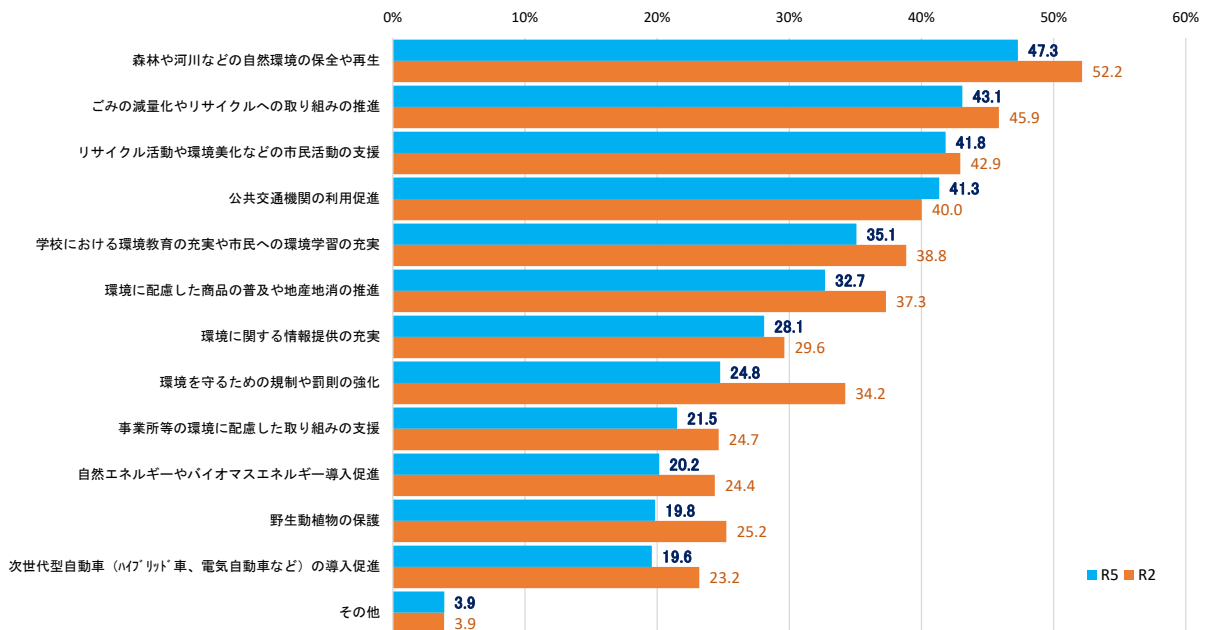
環境に対する市民のニーズ



◇ 点数は、『「重要度」×(100-「満足度」)』で算出したもの。
 満足度が低く、重要度が高いほど高得点になることから、高い項目ほどニーズが相対的に高いと考えることができる。
 ◇ 「重要度平均」、「満足度平均」の(カッコ)内の数値は R2 の平均値。

出典) 甲賀市市政に関する意識調査報告書(令和5年度実施)

市に取組んでほしい施策



◇ 回答数について: 「いくつでも」

出典) 甲賀市市政に関する意識調査報告書(令和5年度実施)

第3章 これまでの取組状況

1. 第2次環境基本計画の基本方針・取組

第2次環境基本計画では、目指すべき甲賀市の環境像として掲げた「豊かな自然と
うるおいのある暮らしを未来につなぐ 美しい甲賀」の実現に向けて、3つの基本方
針「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」、「地球環境への優しさが溢れるまち」、
「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」を掲げ、施策に取り組んできま
した。

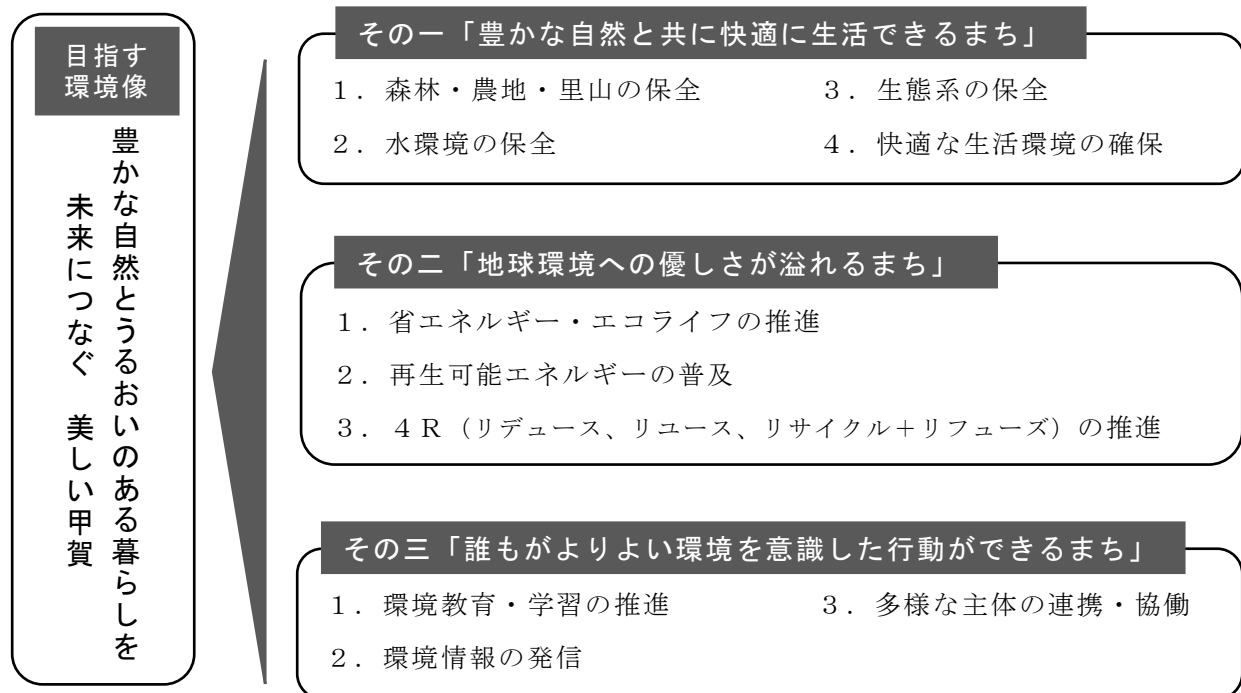


図 2-1-1 第2次環境基本計画における環境像と取組



庚申山から水口丘陵を望む

2. 目標指標の達成状況

第2次環境基本計画では、基本方針に基づく取組や重点プロジェクトの成果を把握するために目標指標を定めました。その達成状況等は以下に示すとおりです。

(1) 取組の成果を総合的に評価する4つの指標

① 温室効果ガス排出量

産業部門（製造業）については、特定の事業場を除き製造品出荷額等に基づき排出量が計算されており、甲賀市においては同出荷額が基準年度に比べ約 1.4 倍に伸びていることから、削減率としては低く計算されることも要因となり、基準値（平成 25 年度）に対し、21.6%の削減目標に対し、18.8%にとどまっています。

基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 3 年度)	実績値 (令和 3 年度)	達成率
1049.8 千 t-CO ₂	822.5 千 t-CO ₂ (21.6%削減)	852.1 千 t-CO ₂ (18.8%削減)	87%

・ 本評価における温室効果ガス排出量は、市町域別の二酸化炭素排出量算定結果（滋賀県）による数値です。

・ 第2次環境基本計画の指標により評価

● 甲賀市地球温暖化対策実行計画（令和 6 年 3 月策定）において、温室効果ガス排出量について、自治体排出量カルテ（環境省）を基に独自に集計を行っていることから、同計画の数値による評価も併せて行いました。

基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 3 年度)	実績値 (令和 2 年度) ※	達成率
919 千 t-CO ₂	720 千 t-CO ₂ (21.6%削減)	748 千 t-CO ₂ (18.6%削減)	86%

※ 令和 3 年度実績において一部未公開の数値があるため、令和 2 年度実績で評価しています。

・ 地球温暖化対策実行計画の指標により評価

② 1 人 1 日当たりのごみ排出量（家庭）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うワークスタイルやライフスタイルの変化などにより家庭系ごみの排出量は一時的に増加し、現在は減少傾向に転じているものの目標達成には至りませんでした。

基準値 (平成 27 年度)	目標値 (令和 5 年度)	実績値 (令和 5 年度)	達成率
579g/人・日	566g/人・日	572g/人・日	54%

・ 令和 2 年度の中間見直しを含め 1 つの表とする

③リサイクル率（家庭）

新聞・雑誌等の紙類や生ごみの収集量が大きく減少したこともあり、リサイクル率は18.9%と減少しています。

基準値 (平成27年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)	達成率
25.4%	23.4% ※1	18.9%	— ※2

※1 改訂時において、実績値（令和元年度値：20.8%）により目標値を下方修正しているため、基準値より低い目標となっています。

※2 リサイクル率の増加を目標としましたが、減少する結果となったため達成率は「—」としています。

- ・令和2年度の中間見直しを含め1つの表とする
- ・注釈を追記
- ・達成率はマイナス表示せず「—」とする

④生活排水処理率（水洗化率）

水洗化の啓発促進を行いました。高齢者世帯の増加等の影響により新たな接続を躊躇されるところもあり、目標達成には至りませんでした。

基準値 (平成27年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)	達成率
82.0%	90.5%	89.4%	87%

(2) 3つの重点プロジェクトを評価する指標

①森林・農地・里山の保全

目標指標：山林より搬出される原木（丸太）の生産量

森林組合と造林公社による利用間伐の事業量の増加及び主伐・再造林の実施により、原木生産量が増加し、目標値を上回りました。

基準値 (平成27年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)	達成率
9,038m ³	13,500m ³	16,227m ³	161%

②4R（リデュース・リユース・リサイクル＋リフューズ）の推進

目標指標：生ごみたい肥化循環システム参加世帯

環境イベントでの啓発など参加者を増やす取組を行いましたが、目標達成には至りませんでした。

令和5年度甲賀市市政に関する意識調査では、特に若い世代（30歳代以下）の認知度が低い傾向にあります。

基準値 (平成27年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)	達成率
8,926世帯	10,300世帯	9,236世帯	23%

③多様な主体の連携・協働

目標指標：COOL CHOICEの認知度

国及び県での広報と併せ、市では出前講座等で市民に直接働きかけを行い、周知を図ることで認知度は向上してきましたが、目標達成には至りませんでした。

基準値 (平成27年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)	達成率
6.5%	35%	31.7%	91%

・令和5年度は、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の取組推進のため、デコ活の認知度調査を行ったため、令和4年度実績で評価。

3. 第2次環境基本計画期間における取組

第2次環境基本計画における取組の実施状況を基本方針ごとにまとめました。

(1) 基本方針その一『豊かな自然と共に快適に生活できるまち』

農作物獣害防止対策や森林病虫害防除、里山の危険木・放置竹林等の整備、都市との農村交流、木の駅プロジェクトの推進など、森林・農地・里山の保全と活用を進めました。

有害鳥獣・外来種対策の推進や自然公園施設の維持管理等を行い、生態系や水質の保全、水辺環境の保全・活用に努めました。

地域清掃活動や緑化推進委員会への活動支援、騒音等の公害防止対応を実施するなど、市民の快適な生活環境の確保に努めました。

(2) 基本方針その二『地球環境への優しさが溢れるまち』

公共交通機関の利用を促進するため、ICTを活用したデジタルチケットやシェアサイクルの導入、市民向けの交通環境学習を実施しました。また、走行時に温室効果ガスを出さない電気自動車の公用車導入や、公共施設における太陽光発電設備の導入を進めるとともに、再生可能エネルギー導入可能性調査を実施するなど、省エネを促進するとともに再生可能エネルギーの導入を進めています。

学校給食における地場産食材の利用促進、食品ロス削減のためのフードドライブの実施、さらに不法投棄を未然に防止するための関係機関との合同パトロールの実施など、循環型社会の推進に努めました。

(3) 基本方針その三『誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち』

みなくち子どもの森での展示や自然フィールドで環境学習を行うとともに、小学校や市民団体への出前講座を実施しました。また、環境イベントの開催や広報紙への環境関連記事の掲載等、広く市民に啓発を行いました。

国・県や他市町、さらには市内事業者との意見交換等を行い、現状の把握から促進策の実施に向けた検討に努めました。



(4) その他の取組

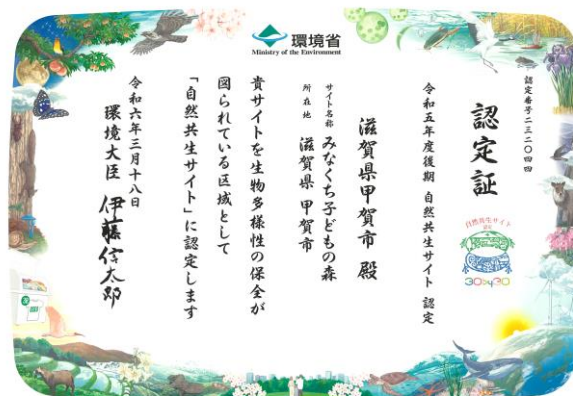
①甲賀市環境未来都市宣言

令和4年（2022年）9月30日に、市と市議会が共同で、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルとともに、環境と経済・社会活動が調和した持続可能な社会の実現に向け、オール甲賀で取り組むことを宣言しました。



②自然共生サイトの登録

令和6年（2024年）3月18日に、「みなくち子どもの森」が様々な取組によって多くの動植物や自然が守られている地域として環境大臣から自然共生サイトとして認定を受けました。今後、生物多様性地域戦略を策定し、市域での自然環境や生物多様性の保全・回復に取り組めます。



③デコ活宣言

甲賀市では、県内の市町では初めての「デコ活」を宣言しました。「デコ活」とは国が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のことで、CO₂を減らす脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を意味する「活」を組み合わせた言葉です。甲賀市はデコ活の取組に賛同し、脱炭素につながる新しい暮らしに向けた取組を推進していきます。



4. 第3次環境基本計画策定にあたっての課題

第3次甲賀市環境基本計画の策定にあたり、第2次甲賀市環境基本計画の課題を基本方針ごとに整理しました。

(1) 基本方針その一「豊かな自然と共に快適に生活できるまち」

みなくち子どもの森が、環境大臣から自然共生サイトに認定されましたが、市内には他にも希少な動植物や自然環境が残っている地域があります。これらの地域に限らず、高齢化による担い手の不足や獣害、外来種の増加等による生態系への影響等により、豊かな里地里山が減少していることから、ボランティアや事業者、大学等の多様な主体と連携し、これら地域の生物多様性や自然環境の保全・回復に努めていく必要があります。併せて、持続可能な農業の促進や耕作放棄地対策も喫緊の課題となっています。

また、原木の生産量は増加し目標を達成しましたが、持続可能な生業として林業を行い、琵琶湖の水源涵養機能を担うとともに、二酸化炭素を吸収する健康な森づくりが必要です。

(2) 基本方針その二「地球環境への優しさが溢れるまち」

温室効果ガスの排出量は減少傾向にありますが、目標達成には至っていません。令和5年度に策定した甲賀市地球温暖化対策実行計画に基づき、長期的な視点を持ちオール甲賀で取り組む必要があります。

エコステーションを開設し、市民の利便性を向上することでリサイクルを推進していますが、3R+Renewableを推進するさらなる取組が必要です。

また、生ごみたい肥化循環システムを推進していますが、加入世帯は伸び悩んでいます。食品ロス削減の観点も盛り込み事業者を巻き込みながら、広く市民の行動変容を促す必要があります。

(3) 基本方針その三「誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち」

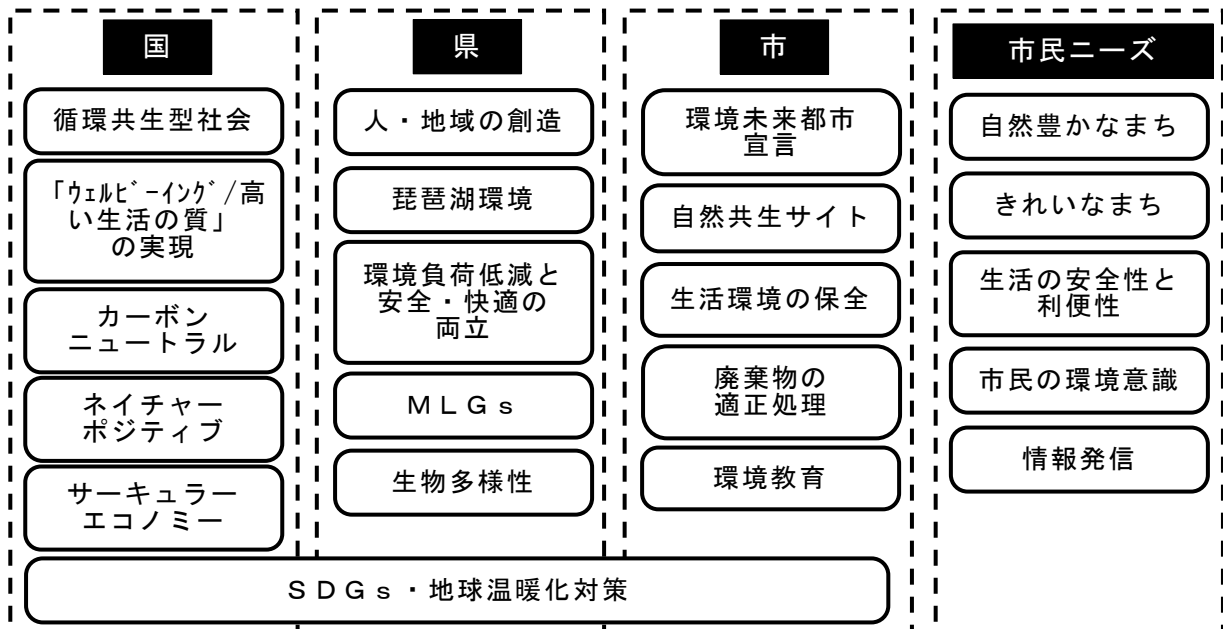
環境イベントや、みなくち子どもの森、小中学校で環境学習を実施していますが、市内全域に環境意識を広げていくため、実施内容の工夫や効果的に周知・広報していく必要があります。

令和5年度にデコ活宣言を行い、その周知は図っていますが、今後はさらに実際の行動に移せるよう様々な施策に取り組む必要があります。

第4章 目指すべき甲賀市の環境

1. 甲賀市の環境特性

国や県の方向性や、第2次甲賀市総合計画における将来像や目標、甲賀市市政に関する意識調査から抽出したキーワードを整理しました。



- (1) 脱炭素社会の推進「温室効果ガスが出ない社会」
キーワード：カーボンニュートラル、省エネルギー、再生可能エネルギー、地球温暖化、レジリエンス※12、森林吸収
- (2) 豊かな自然環境の保全「自然と共生できる社会」
キーワード：ネイチャーポジティブ、自然共生サイト、30by30、生物多様性、森林、農地、水循環、身近な緑地、水辺空間
- (3) 快適な生活環境の保全「安心して快適に暮らすことができる社会」
キーワード：騒音、振動、悪臭、水質・大気、化学物質、緑化、景観、環境美化、公共交通
- (4) 循環型社会の推進「環境負荷が少ない社会」
キーワード：バイオマス・再生材利用、ごみ排出抑制、再資源化、資源循環、不法投棄、サーキュラーエコノミー
- (5) 環境と共生する行動の拡大「環境をを考えて行動する社会」
キーワード：環境教育・環境学習、環境保全活動、自然体験、環境保全視点での社会・経済活動

※12 レジリエンス：地球温暖化による被害の最小化（温暖化への適応）や、災害からの回復力の強化を考えるレジリエンス（Resilience）が重要となってきている。

2. 目指すべき甲賀市の環境像

目指すべき甲賀市の環境像を次のように定めます。



豊かな自然とうるおいのある暮らしを
未来につなぐ 美しい甲賀



豊かな自然を守り、環境と経済・社会活動が調和した持続可能なまちを、未来のこどもたちに引き継いでいきます。



うぐい川の桜

3. 環境像を実現するための基本方針

甲賀市の環境像の実現に向けて、3つの基本方針を定め、施策を展開していきます。

その一 豊かな自然と共に快適に生活できるまち

市民の暮らしに多くの恵みをもたらす甲賀市の森林や里地・里山、農地、水辺などの豊かな自然環境の多面的機能を良好な状態に保全するとともに、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの環境汚染の未然防止に努めつつ、安全・安心な生活環境の確保を図り、自然と共に快適に生活できるまちづくりを進めます。

また、みなくち子どもの森を中心に、地域住民や団体・事業者等と連携し、生物多様性に関する情報の集約や保全活動を行い、自然環境や生態系の保全を通じて、生物多様性の回復を目指します。

その二 地球環境への優しさがあふれるまち

再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進によって、化石燃料由来のエネルギーの消費量を減らすための取組を進めます。また、自然環境・周辺環境と調和した再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、適切な廃棄・リサイクルを促します。

・追記

さらに、市内でつくられたエネルギーや農林水産物の使用・消費に取組み、エネルギーや資源が市内で循環する仕組づくりを進めます。

生ごみたい肥化循環システムをはじめとするごみ減量やリサイクルの推進、大量消費、大量廃棄型の生活からの脱却など、循環型社会の推進と温室効果ガスの排出抑制に向け、誰もが環境を意識する持続可能なまちづくりを進めます。

その三 誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち

環境教育や環境学習を充実し、環境意識の向上を図ることで、市民や事業者、行政が、それぞれの立場で環境を意識し、環境に配慮した行動ができるようにするとともに、それぞれが相互につながり、環境保全の視点がベースにあるまちづくりをオール甲賀で進めます。

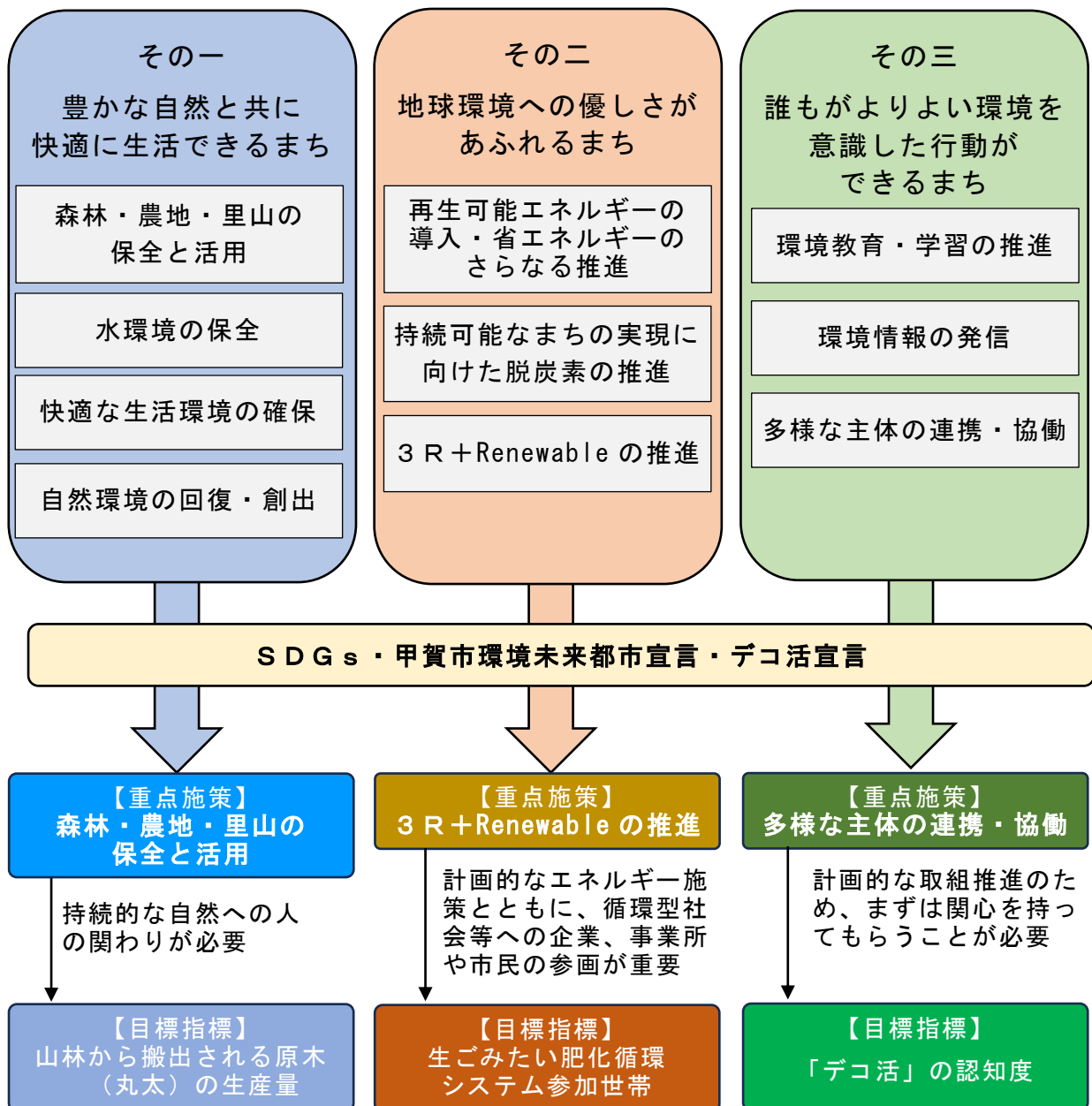
また、環境保全や脱炭素に関わる情報提供や環境学習を促進し、環境保全活動の実践や情報発信ができる人材の育成を図ります。

第5章 基本方針に基づく取組

1. 取組内容

目指すべき環境像の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、目標指標を定め、今後の6年間で推進する施策を展開します。

その中で、3つの基本方針をけん引するため、特に重点的に進めていくべき施策を重点施策として位置づけ、ゼロカーボンシティや生物多様性を意識しながら取組を推進します。



その一 豊かな自然と共に快適に生活できるまち

(1) 森林・農地・里山の保全と活用



① 森林の保全と活用

森林の状況に応じた間伐や再造林※13を推進し、森林資源の持続可能な循環的利用を図ることに努め、森林環境贈与税等を活用し、水源涵養や山地災害防止などの森林が有する機能の保全に努めます。

甲賀市の森林を活用するため、「J-クレジット」制度※14によるクレジットの創出や普及に努めます。また、資源が地域内で循環する仕組みを目指す「木の駅プロジェクト」等を推進し、森林の保全と活用を図ります。

② 農地の保全と活用

獣害対策の充実や農作物等被害の低減により、農業経営の安定を図るとともに、農業の担い手を育成することで、増加する耕作放棄地の拡大防止と再生・活用を進め、農地の保全に努めます。また、安全・安心な環境こだわり農産物の生産を促進するとともに、地産地消に努め、甲賀市産農作物の価値を高めます。

化学肥料から有機肥料の切り替えや水稲における中干期間の延長によるメタン発生抑制など、環境負荷を低減する取組の促進を図ります。併せて「J-クレジット」制度の普及に努めます。

田舎暮らしや農林水産業体験などの都市農村交流により、地域の魅力づくりや活性化を進めます。

③ 里山の保全と活用

里山生態系を育む環境に加え、歴史・文化など多様な観点から、里山の保全と管理を推進するため、市内の森林所有者地域団体、滋賀県や森林組合等と連携しながら里山環境の保全を進めるとともに、その担い手である地域・住民主体の団体等による取組の促進を図ります。

(2) 水環境の保全



① 水辺環境の保全・活用

環境保全に配慮した河川や河川公園の適切な維持管理に努め、安全・安心な親水空間としての水辺の活用を進めることで、良好な水辺環境の保全と活用を図ります。

※13 再造林：人工林を伐採した跡地に再び苗木を植えて、人工林を作ること。

※14 J-クレジット制度：適切な森林管理等によるCO₂吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。

②水質の保全

生活排水や工場等からの排水対策により、河川等の水質保全に努めるとともに水質調査等による監視を行います。また、水源である森林の適正な管理に努めるとともに、水田からの濁水の流出抑制等に取り組む環境こだわり農業を進め、良質な水域を守ります。

③水循環機能の保全

雨水の有効利用や節水対策の周知・啓発により、市民や事業所の節水意識の向上を図り、水循環機能の保全を図ります。

(3) 快適な生活環境の確保



①公害の防止

大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・光害等の公害を防止するため、関係機関と連携し、企業・事業所への環境規制の遵守を促すとともに、環境監視を行い、公害の発生防止に努めます。

②緑化の促進

緑の募金活動による森林整備を進めるとともに、緑化推進事業（苗木の配布）などによる緑化や緑のカーテンの普及で、まちなかの緑化を進め、うるおいのある生活環境を創出します。

③まちの美化の推進

まち美化活動等により、まちを美しくするとともに、生活環境に影響を及ぼす空地及び空き家等の適正管理を図るよう所有者等へ働きかけます。

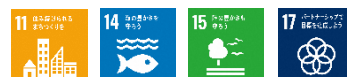
④不法投棄の防止

不法投棄を防止するため、早期発見、早期回収に努めるとともに、警告看板の設置や監視により予防対策を進めます。

⑤景観に配慮したまちづくり

甲賀市の良好な景観を保全・形成するため、市街地・集落、田園・里山等の景観に配慮したまちづくりを進めます。

(4) 自然環境の回復・創出



①動植物の生育・生息場の維持・改善

甲賀市レッドリストを基礎資料として、希少なものはもちろん、多くの動植物の生育・生息場の劣化要因を分析し、有識者の助言や土地所有者等の同意を得ながら、生息・生育場の維持・改善に努めます。

②有害鳥類対策・外来種対策の推進

有害鳥獣対策の推進、特定外来生物の駆除を行い、日本の固有種が生息・生育しやすい環境を次世代に引き継げるよう努めます。

③国定公園・県立自然公園の適正管理

甲賀市内の一部は、国定公園や県立自然公園の区域に指定されており、優れた自然風景地等として保全されています。無秩序な開発や景観の悪化を関連法令により規制するとともに、こうした豊かな自然環境の質の維持に努めます。

④ネイチャーポジティブの推進

自然共生サイトに登録されている「みなくち子どもの森」を生物多様性の推進拠点とし、地域や団体・事業者・大学等多様な主体と連携しながら、生物多様性の保全・回復に向けた様々な活動を行うとともに、担い手の育成を図ります。

また、市民に自然環境や生き物の魅力を発信するイベントの開催や多様な媒体を活用した情報発信を行うことにより、生物多様性の保全・回復に向けた機運の醸成を図ります。

⑤自然環境に配慮したまちづくり

・追記 自然災害に対する防災・減災の観点も含め、自然環境・生態系を保全できるまちづくりを進めます。



その二 地球環境への優しさがあふれるまち

(1) 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーのさらなる推進



①再生可能エネルギーの導入促進

甲賀市に存在する資源を有効に活用し、自然環境や周辺環境に配慮した、太陽光、バイオマス、小水力等の再生可能エネルギーの導入を推進します。

また、脱炭素化と同時にレジリエンス強化が図れるよう再生可能エネルギーの導入を進めます。併せて、太陽光パネルのリサイクルに関する情報を収集し、

・追記

周知を行います。

②省エネルギーの推進

施設整備及び設備改修における省エネルギー化を推進するとともに、施設管理における省エネルギー化に努めます。

また、消費エネルギーの見える化や、ZEB※15（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、ZEH※16（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の導入による省エネルギーの推進を図ります。

③次世代エネルギー等に関する情報収集

ペロブスカイト型太陽電池※17 や水素エネルギー※18、燃料アンモニア※19 等の次世代エネルギーについて、情報を収集し、導入に向けた検討を進めます。

(2) 持続可能なまちの実現に向けた脱炭素の推進



①地域のエネルギーと資源を最大限活用する取組の推進

エネルギーの地産地産を図るとともに、調達に関する資金の市外流出を抑制するため、市内の電力をマネジメントする仕組の構築に向けた検討を進めます。

また、再生可能エネルギーの安定供給に向けた地域全体でのエネルギー利用の最適化やスマートシティの実現に向けた検討を進めます。

②農林水産物の地産地消の推進

学校給食や飲食店、家庭において、甲賀市産の食材や木材の使用を促進するなど、地域生産物の地産地消に努めます。

※15 ZEB：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※16 ZEH：高効率な省エネルギー設備等を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅のこと。

※17 ペロブスカイト型太陽電池：ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造を用いた太陽電池で、様々な形状（曲げるなど）で使用でき、薄くて軽いなどの特徴がある。

※18 水素エネルギー：水素は酸素と結びつけることで発電する、燃焼させて熱エネルギーとして利用することができ、燃焼してもCO₂を排出しないゼロエミッション燃料である。

※19 燃料アンモニア：燃焼してもCO₂を排出しないゼロエミッション燃料である。

③環境に配慮した交通の促進

コミュニティバスの利便性を高めるとともに、駅前のレンタサイクルや駐輪場等の整備を進め、公共交通機関の利用促進に努めます。また、環境にやさしい自動車の運転（エコドライブ）や、次世代自動車の導入推進とあわせ、電気自動車の充電インフラの整備を促進します。

(3) 3R+Renewable の推進

重点
施策



①生ごみ堆肥化循環システムの更なる普及

集合住宅や未導入地域において、生ごみ堆肥化循環システムの新規導入を積極的に呼びかけ、様々な機会を活用してシステムの周知などを行い、参加世帯数を増やすことで可燃ごみを減らします。

②ごみの減量とリサイクルの推進

レジ袋やプラスチック製品の削減やバイオマスプラスチックの利用促進、食品ロス削減の啓発を行うことで、ごみの発生抑制に努めます。また、ごみ分別の更なる推進を行うとともに、ペットボトルや廃油の回収等を進め、リサイクル（再資源化）を図ります。

③製造・流通過程での廃棄物の削減

製造・流通過程でのロスの削減を進めるとともに、資源の計画管理、再利用の推進、廃棄物の発生・排出抑制に努め、資源リサイクル（再資源化）や再生可能な素材の利用を推進します。

④ごみの適正処理

ごみの適正処理を推進するため、ごみ事典や、ごみカレンダー等により市民への周知・啓発を進めます。また、アプリやAIチャットボット※20 などICTを活用したごみの分別案内などの取り組みを促進します。

※20 AIチャットボット：AI（人工知能）が質問に対して自然な対話に近い形で回答するものである。

その三 誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち

(1) 環境教育・学習の推進



①環境学習の充実

みなくち子どもの森における環境学習や自然体験活動を通じて、自然に親しみ学ぶ機会を提供し、自然への理解を促進します。また、自然史や保全・活用に関する資料の収集・調査を進めるとともに、小中学校での環境学習、事業者等の研修としての場・機会としての活用を広めていきます。

・追記

また、市民が環境保全やごみの分別方法など環境に関する様々な情報や知識を得る機会の創出に努めます。

②環境教育の推進

学校教育や幼児教育、社会教育において、広く環境について学ぶ機会を拡大するとともに、こどもを通じた保護者への啓発等を進め、市民の環境意識を高めます。

③環境リーダーの育成

区・自治会や自治振興会、市民活動団体等との連携を図りながら、環境保全等にかかる市民活動を促進し、環境リーダーの育成につなげます。

(2) 環境情報の発信



①広報媒体による情報提供

広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）などの多様な情報媒体・情報ツールを活用して、広く環境情報の発信に取り組み、市民の環境意識の醸成に努めます。

②環境イベントの開催

環境イベントや講演会などを開催し、楽しみながら環境について学び、考える機会の提供や集客イベント・集客施設での啓発により市民の環境意識向上に取り組めます。

③公共事業・公共施設での積極的な取組

公共事業や公共施設において、3R+Renewableの推進、省エネ推進、再生可能エネルギーの導入、省エネ型設備への更新、環境負荷の少ない次世代自動車への更新等を率先して取り組みます。

公共建築物においては甲賀市産木材・びわ湖材の活用促進を図るとともに、公共事業における環境への影響緩和に努めます。また、市民・事業者への関連制度の情報発信に努めます。

④環境報告書の作成・公表

各年度における甲賀市の環境の状況や第3次甲賀市環境基本計画、甲賀市地球温暖化対策実行計画の進捗状況等をまとめ、環境報告書として公表します。

(3) 多様な主体の連携・協働



①「デコ活」の推進

家庭や事業所における省エネや断熱、フードロスの削減など、市民・事業者・行政が一体となり、「デコ活」に取り組む、2050年カーボンニュートラル実現に向けた行動変容・ライフスタイルの転換に向けた取組を進めていきます。

②市民活動団体、各種団体、事業所、県、他自治体との連携

甲賀市まち美化活動、環境美化運動などを通じ、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に努めます。また、他自治体との意見交換を図る等、市域を越えた広域的な連携を図ります。

③環境保全協定の締結

環境保全を市内立地企業・事業者とともに進めるため、環境保全協定の締結と更新に努めます。

2. 目標指標の設定

基本方針に基づく取組の成果を把握するため、目標指標を定めます。

目標指標は、取組の成果を総合的にあらわすことができる以下の 4 つの指標とします。

温室効果ガス排出量

基準値 (平成 25 年度)	目標値 (令和 12 年度)
919 千 t-CO ₂	460 千 t-CO ₂

・平成 25 年度比で 50%削減を目標としている。

実績値 (令和 2 年度)	目標値 ※	
	(令和 7 年度)	(令和 9 年度)
748 千 t-CO ₂	613 千 t-CO ₂	552 千 t-CO ₂

※甲賀市地球温暖化対策実行計画で、令和元年度の 796 千 t-CO₂を令和 12 年度に 460 千 t-CO₂にすることを目標としていることから、削減量 336 千 t-CO₂を計画期間であん分。

1 人 1 日当たりのごみ排出量（家庭）

実績値 (令和 5 年度)	目標値 ※	
	(令和 10 年度)	(令和 12 年度)
572g/人・日	571g/人・日	564g/人・日

※令和 10 年度の目標数値は、甲賀市一般廃棄物処理基本計画（計画期間は令和 10 年度末まで）より。令和 12 年度の目標値は、甲賀市一般廃棄物処理基本計画における令和 5 年度から令和 10 年度までの年平均削減量と同数を削減する目標値。

リサイクル率（家庭）

実績値 (令和 5 年度)	目標値 ※	
	(令和 10 年度)	(令和 12 年度)
18.9%	25.0%	27.0%

※令和 10 年度の目標数値は、甲賀市一般廃棄物処理基本計画（計画期間は令和 10 年度末まで）より。令和 12 年度の目標値は、甲賀市一般廃棄物処理基本計画における令和 5 年度から令和 10 年度までの年平均増加率と同率で増加する目標値。

生活排水処理率（水洗化率）

実績値 (令和 5 年度)	目標値	
	(令和 10 年度)	(令和 12 年度)
89.4%	94.0%	94.0%

3つの重点プロジェクトについても、目標指標を定め達成に向け、事業を進めていきます。

基本方針その一

豊かな自然と共に快適に生活できるまち

森林・農地・里山の保全

目標指標：山林から搬出される原木（丸太）の生産量

成長期に多くのCO₂を吸収した原木（丸太）を建築物として活用することで、原木にCO₂を留めるとともに、伐採後の植林により、継続したCO₂吸収を目指す。

実績値 (令和 5 年度)	目標値 ※	
	(令和 10 年度)	(令和 12 年度)
16, 227 m ³	19, 600 m ³	22, 500 m ³

※甲賀の豊かな森林づくり構想で、令和 15 年に 27, 000 m³を目標と設定。

基本方針その二

地球環境への優しさがあふれるまち

3 R + Renewable の推進

目標指標：生ごみ堆肥化循環システム参加世帯

実績値 (令和 5 年度)	目標値 ※	
	(令和 10 年度)	(令和 12 年度)
9, 236 世帯	11, 900 世帯	13, 000 世帯

※甲賀市地球温暖化対策実行計画で、令和 12 年度にこの取組で 68t-CO₂ の温室効果ガス削減を目標としていることから、増加必要世帯数分を計画期間であん分。

基本方針その三

誰もがよりよい環境を意識した行動ができるまち

多様な主体の連携

目標指標：「デコ活」の認知度

実績値 (令和 5 年度)	目標値 ※	
	(令和 10 年度)	(令和 12 年度)
25. 2%	42. 9%	50. 0%

※令和 12 年度に半数以上に周知されていることを目指し、計画期間であん分。

第6章 計画を進めるために

1. 計画推進の仕組

本計画の推進にあたって、市民・事業者・行政（市）がそれぞれ主体的に行動するとともに、適切に協働、連携しながら取組めます。

（1）市民の役割

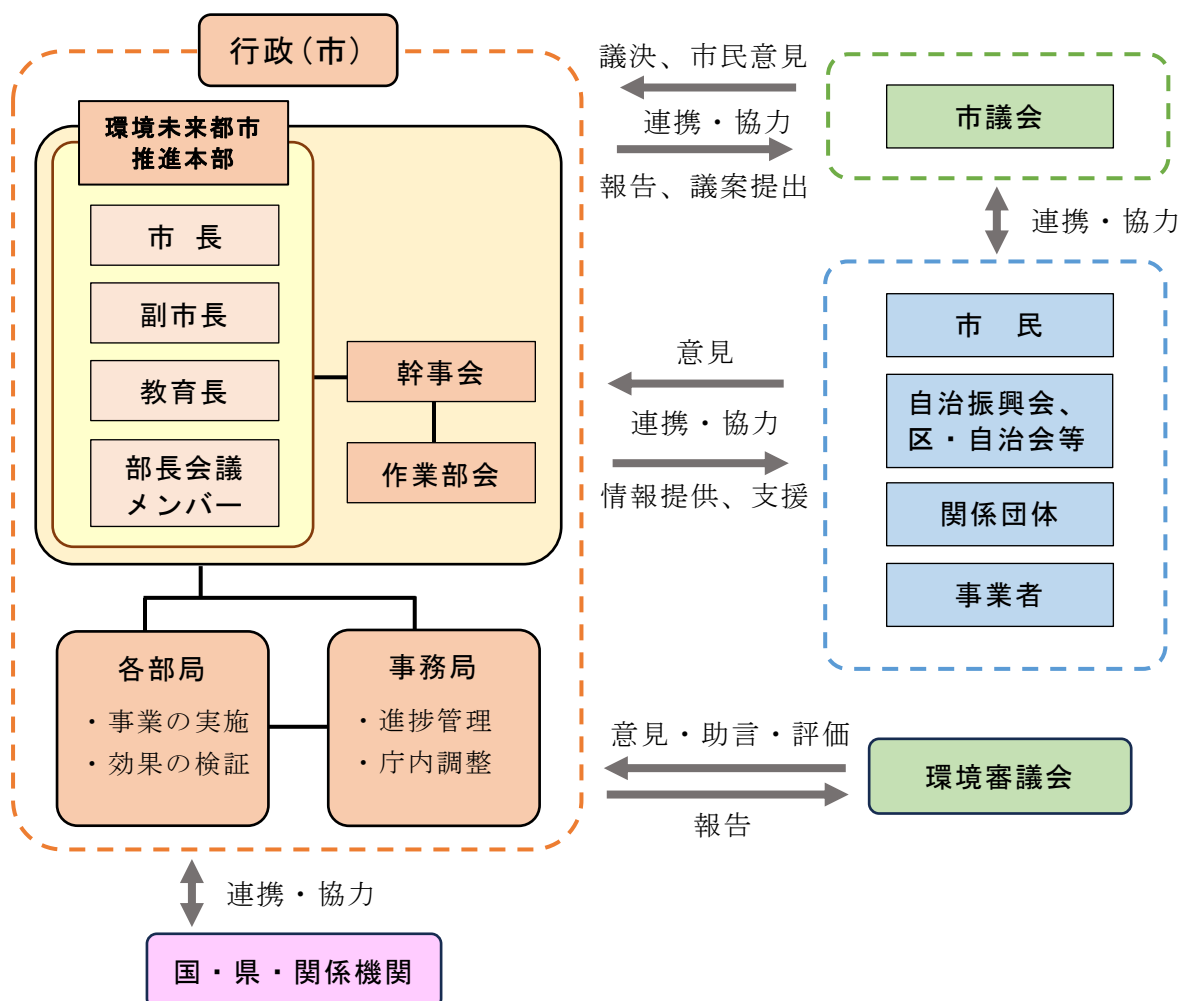
市民は、環境の保全と創出に関する意識を高め、日常生活の中で一人ひとりが環境を意識した行動を行うように心がけるとともに、行政（市）の環境施策に参加・協力します。

（2）事業者の役割

事業者は、環境に配慮した事業活動を心がけるとともに、市民や行政（市）と協力し、環境保全活動を積極的に実施します。

（3）行政（市）の役割

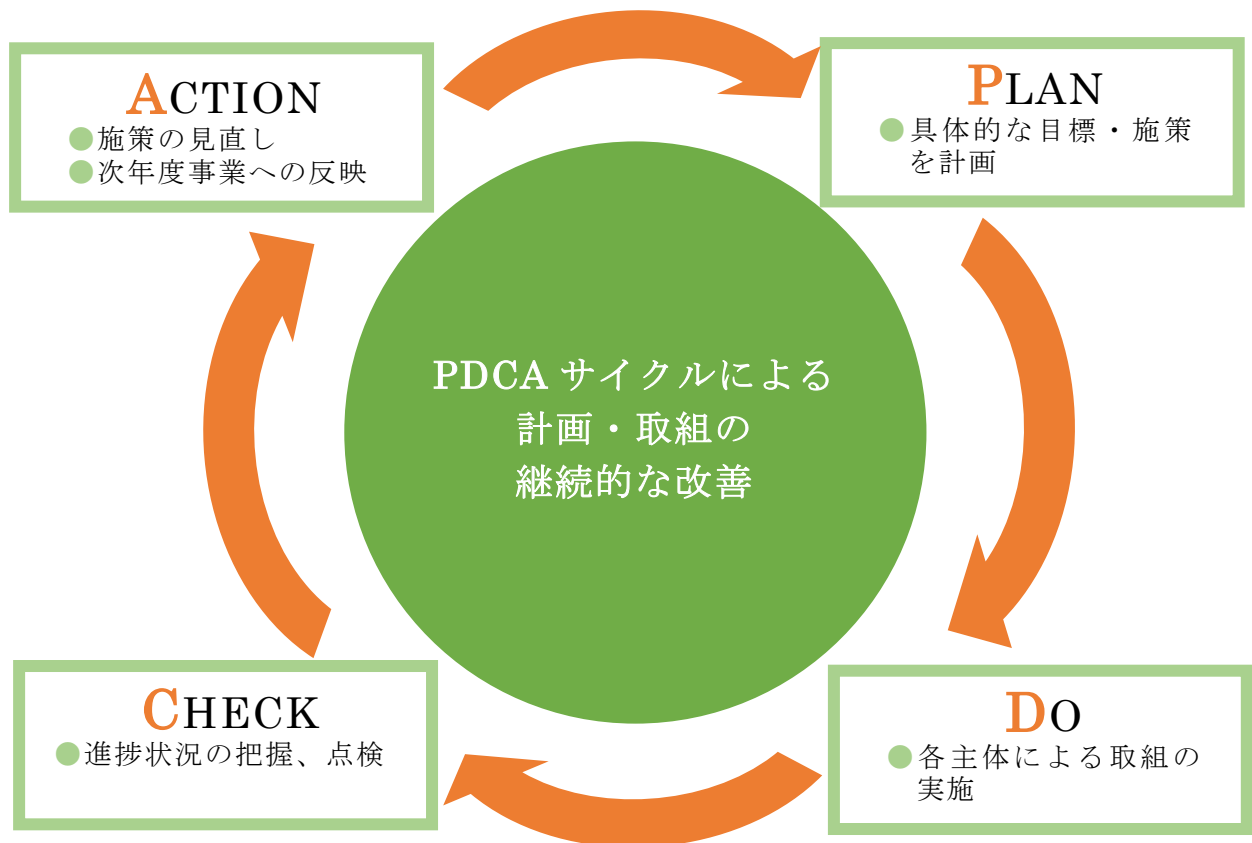
行政（市）は、環境保全に関する施策を推進するとともに、市民や事業者等がそれぞれの役割を果たし、連携して取組むことができるよう、支援と啓発に努めます。



2. 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るとともに継続的な改善につなげていくため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。結果は、市ホームページ等で広く周知します。

進捗管理については、環境未来都市推進本部及び環境審議会で行い、実施状況の点検や評価を行うとともに、市民意識調査等により目標指標の達成状況の把握を行います。



第3次甲賀市環境基本計画

発行年月：令和 年（ 年） 月

発行：甲賀市 市民環境部 環境未来都市推進室

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL：0748-69-2144 FAX：0748-63-4554